

第 10 回

西脇市・黒田庄町合併協議会会議録

と き 平成 16 年 8 月 26 日

ところ 黒田庄町中央公民館

西脇市・黒田庄町合併協議会

第10回西脇市・黒田庄町合併協議会会議録索引

項目	議 題 名 等	頁 数
協議事項		
協議第47号	各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について	6～22
協議第48号	各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について	22～32
協議第49号	各種事業（その他事業）の取扱いについて	32～33
協議第50号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	33～65
事前提案事項		
協議第51号	各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて	66～68
協議第52号	各種事業（農林水産関係事業）の取扱いについて	68～74
協議第53号	各種事業（社会教育事業）の取扱いについて	74～78

第10回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

日時：平成16年8月26日（木）

午後1時30分から

場所：黒田庄町中央公民館

1 開会

2 会議録署名議員の指名

3 議事

(1) 協議事項

協議第47号 各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について

協議第48号 各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について

協議第49号 各種事業（その他事業）の取扱いについて

協議第50号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

(2) 事前提案事項

協議第51号 各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて

協議第52号 各種事業（農林水産関係事業）の取扱いについて

協議第53号 各種事業（社会教育事業）の取扱いについて

4 その他

協議会日程 第11回 9月6日（水）西脇市生涯学習まちづくりセンター

第12回 9月30日（木）西脇市生涯学習まちづくりセンター

第13回 10月20日（水）黒田庄町中央公民館

5 閉会

西脇市・黒田庄町合併協議会会議出席者名簿

区 分	氏 名	出欠確認	備 考
1号委員 (市長・町長)	内 橋 直 昭	出	会 長
	東 野 敏 弘	出	副 会 長
2号委員 (議長・議員)	藤 原 正 嗣	出	
	北 脇 敏 敬	出	
	村 井 公 平	出	
	上 田 平 八	出	
3号委員 (学識経験者)	神 部 良 夫	出	
	小 林 茂 夫	出	
	浅 田 康 子	出	
	岩 崎 貞 典	出	
	生 田 弘 之	出	
	長谷川 俊 雄	出	
	三 谷 康	出	
	西 村 萬里子	出	
	宮 崎 正 則	出	
	東 野 一 彦	出	
	藤 井 良 己	出	
	西 山 孝 彦	出	
小 林 武	出	県民局参事	

(敬称略)

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事等出席者名簿

区 分	氏 名	備 考
幹 事 長	藤 原 泰 一	黒田庄町助役
副幹事長	來 住 壽 一	西脇市助役
幹 事	高 瀬 寿 之	西脇市収入役
〃	松 原 照 幸	黒田庄町収入役
〃	丸 山 隆 義	西脇市教育長
〃	白 川 洋 彦	黒田庄町教育長
〃	遠 藤 隆 義	西脇市企画総務部長
〃	吉 本 豊	黒田庄町企画振興課長
〃	杉 原 慶 一	黒田庄町総務課長
産業・建設部会長	片 岡 正 紀	西脇市建設経済部建設担当次長兼建設総務課長
産業・建設副部会長	飛 田 義 正	黒田庄町産業課長
産業・建設部会員	黒 崎 由紀夫	西脇市建設経済部土木課長
〃	三 方 重 樹	西脇市建設経済部土木課主幹
〃	村 上 収	西脇市建設経済部技監付主幹兼用地対策室長兼総務担当主幹
〃	橋 本 亨	黒田庄町土木課長
建設分科会員	石 井 能 男	黒田庄町住民課副課長
上下水道部会長	杉 本 眞 三	西脇市上下水道部次長兼管理課長
上下水道副部会長	藤 原 博 明	黒田庄町企業課長
上下水道部会員	杉 上 茂 樹	西脇市上下水道部水道課長
下水道分科会員	田 中 浩 敬	西脇市上下水道部下水道課下水道担当主査
総務・企画部会員	大 江 隆 子	西脇市会計課長

合併協議会事務局職員出席者名簿

職 名	氏 名	備 考
事務局長	内 橋 敏 彦	
事務局長補佐	藤 原 俊 三	
〃	柳 田 みどり	
事務局員	足 立 英 則	
〃	高 瀬 崇	
〃	山 口 英 之	
〃	佃 順 子	
〃	板 場 逸 史	

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 434 389 465">事務局長</p> <p data-bbox="268 667 389 698">内橋議長</p>	<p data-bbox="683 376 1114 407">(開 会 午 後 1 時 3 0 分)</p> <p data-bbox="448 434 1321 524">失礼いたします。お忙しいところご苦労さまでございます。定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。</p> <p data-bbox="448 551 1321 640">それでは、開会の方を議長の方からお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p data-bbox="448 667 1321 757">皆さんこんにちは。日中はまだ残暑厳しゅうございますが、処暑を過ぎまして朝夕は幾分過ごしやすくなってまいりました。</p> <p data-bbox="448 784 1321 931">本日は、第 1 0 回の西脇市・黒田庄町合併協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆さん方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p data-bbox="448 958 1321 1106">さて、ことしの夏は高校野球やらアテネのオリンピックが開催されまして、楽しみも増えましたが、寝不足が続いているのではないかと、このように思っておるところでございます。</p> <p data-bbox="448 1133 1321 1339">協議会も、ちょうど 1 0 回目を迎えまして、いよいよ大詰めでございますが、このアテネのオリンピックのように、熱く、そしてさわやかに協議が終えられますように、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p data-bbox="448 1366 1321 1514">それでは、協議会規約に基づきまして会議の議長を務めさせていただきます。本日の協議会は、協議事項 4 件、事前提案事項 3 件でございます。</p> <p data-bbox="448 1541 1321 1688">なお、本日北播磨県民局長様の代理として、小林参事様にご出席をいただいておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。</p> <p data-bbox="448 1715 1321 1805">また、本日会議の出席委員は 1 9 名全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p data-bbox="448 1832 1321 1921">ただいまより、第 1 0 回西脇市・黒田庄町合併協議会を開会いたします。</p> <p data-bbox="448 1948 1321 1980">議事に入ります前に、会議次第第 2 の会議録署名委員の指名で</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>ございますが、今回会議録署名委員には西脇市の岩崎貞典委員、黒田庄町の宮崎正則委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事の協議事項に入ります。まず、協議第47号各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、47号について説明をさせていただきます。恐れ入ります、資料の1ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について。</p> <p>まず、（1）でございますが、道路照明灯・防犯灯の設置及び維持管理については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>（2）でございます。市道・町道については、現行のまま新市の市道として引き継ぎ、新市において新たな市道認定基準を定め、認定道路の見直しを行う。</p> <p>（3）でございます。道路及び河川改良事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、黒田庄町の区域については当分の間、認定外道路及び排水路改良事業を対象に、現行の黒田庄町単独補助事業を実施する。</p> <p>（4）でございます。急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金は、新市発足時に黒田庄町の例により調整する。</p> <p>資料の3ページをお願いいたします。まず、道路照明灯及び防犯灯でございますが、原則、地元区長の要望に基づきまして、市町が設置をしているものでございます。黒田庄町の場合は、集落内の防犯灯につきましては自治会が設置をしているものでございます。また、維持管理は市町が行っておりますが、集落内の防犯灯については両市町とも地元が行っております。</p> <p>この、道路照明、防犯灯の設置及び維持管理につきましては、新市発足時に西脇市の例により統合をいたします。</p> <p>次に、道路認定でございますが、平成16年4月1日現在にお</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ける両市町の市道、町道認定路線を一覧表にしております。西脇市は認定基準を設けておりますが、黒田庄町は認定基準が特に設けられておりません。ほとんどの道路を町道として認定しております。</p> <p>市道・町道につきましては、現行のまま新市の市道として引き継ぎますが、認定基準に差異があるため新市において新たな認定基準を定めて、認定道路の見直しを行うことといたします。</p> <p>5 ページでございますが、道路改良事業でございます。上段の新設改良工事、舗装新設工事、補修工事につきましては、公費を充当することで差異はございませんが、下の段の用地取得、物件補償については、黒田庄町はすべて町道については公費で負担していますが、西脇市は市街化区域以外の2級市道と、その他の市道は50%地元負担となっております。</p> <p>次に、6 ページの認定外道路の改良でございますが、西脇市は要綱によりまして生活道路と位置づけられるものについては、請負工事費の2分の1を地元が負担し、市が予算の範囲内で施行する。この生活道路整備事業を行っており、整備後の維持管理は、地元が行うこととなっております。</p> <p>新市におきましては、認定道路の見直しを行うことから、道路改良事業につきましては新市発足時に西脇市の例により統合することといたします。</p> <p>また、黒田庄町は町単独補助事業として、出来高設計額の10分の7を限度として町が助成する制度がございます。この黒田庄町町単独事業補助事業につきましては、当分の間黒田庄町の区域において実施することといたします。ただし、この事業対象は認定外道路及び排水路改良工事に限定をいたしたい。このように考えております。</p> <p>次に、7 ページでございます。急傾斜地崩壊対策事業でございますが、この事業の実施につきましては、工事に要する費用の一</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>部をその利益を受けるものから負担金として徴収することができます。</p> <p>西脇市においては、現在は事業実施をしておりませんが、黒田庄町は町が負担をする費用の10分の3を受益者負担金として徴収しております。</p> <p>この急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金は、新市発足時に黒田庄町の例により調整することといたします。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>協議第47号各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について、説明が終わりました。ただいまの、協議第47号について、ご質問なりご意見等をお受けいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。はい、東野委員。</p>
東野委員	<p>黒田庄町の東野です。先ほど説明がありました新市において市道認定基準を定め、認定道路の見直しを行うとありますが、黒田庄町で外れる道路が多く出るのではないのでしょうか。</p> <p>また、合併後どう調整されていくのか。また、2点目として市道と町道の中で私有地があればどう対処されるのでしょうか。</p> <p>それと、私道と農道の取扱いについてはどうなのかお尋ねしたいと思います。</p>
事務局長 片岡産業・建設部会長	<p>専門部会長が来ておりますので、その方から答えさせます。</p> <p>産業建設の部会長をしております西脇市の建設総務課の片岡と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>ご質問の件でございますけれども、実際の現状を十分に分析しておりませんので、どの程度黒田庄町の町道が市道として引き継がれないかという明確なものはございませんけれども、落ちるといっても十分に考えられます。その場合には、当然新しい基準といえますのは黒田庄町さんが現実に町道として管理されとるその実態、それから西脇市の市道としております認定の実態、そういうものを加味しながら、ある程度現状を整理することも含め</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 片岡産業・建設部会長</p>	<p>て、他市町の先行事例等も含めながら、本当に市道として管理するのがどういう路線、どういう道路が適切であるかということを考えながら、もう一度認定基準の再認識、あるいは再調整をしたいという考え方でございます。</p> <p>それから、落ちました道路の維持管理のことだったと思うんですけども、維持管理につきましては当面の間、先ほど説明の中で黒田庄町にあります道路認定から落ちた道路、そういうものにつきましては当分の間、町の単独事業でやっていただく。それから、西脇市の方では認定外の道路というのは、基本的には生活道路という整備方針の中で残っておりますので、その対応をしていきたいと考えておるところでございます。</p> <p>それから、市道と農道との差と申しますのは、あくまで農道は、農業の事業としてやられている農業の収益、あるいは受益、そういうものでの必要性の中でされておるものでございまして、農道が公衆用の道路として、あるいは主要な町内の道路として、あるいは他市町との連絡の道路として位置づけられたものについては、西脇市におきましても現行、市道として認定しておるようなケースがございますので、その辺の取扱いとしては同じような考え方で臨みたいと考えてます。</p>
	<p>以上です。</p> <p>私有地。</p> <p>失礼しました。道路の底地が市の土地でない場合の扱いでございますけれども、これは西脇市の市道の中にも現行ございますけれども、基本的に寄附という形でお願いしていかざるを得んなどと考えております。</p>
	<p>以上です。</p> <p>ほかにございますか。はい、村井委員。</p> <p>西脇市の村井でございます。先ほどの答弁の中で、この黒田庄町の単独事業についての討論に関しては、認定から漏れた道路と</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>事務局長 片岡産業・建設部会長</p>	<p>いう確認でよろしいんですか。その点、1点、お願いしたいんですけど。</p> <p>専門部会長の方から。</p>
<p>片岡産業・建設部会長</p>	<p>部会長の片岡でございます。認定外道路といいますのは、当然市道認定されてない道路のことなんで、仮に見直す中で市道から外れた場合は、そういうことになります。</p>
<p>内橋議長 村井委員</p>	<p>はい、村井委員。</p> <p>ということは、その外れたものも、それ以外のものも含まれるということですね、全て。</p>
<p>片岡産業・建設部会長</p>	<p>専門部会長の片岡です。基本的に、認定されてない道路は認定外道路という位置づけです。ただ、西脇市にも生活道路の整備基準がございますけれども、それにはあくまで公衆の利用という大前提を持っておりまして、あくまでも個人の家に入れるような道、そういうものまでも仮に整備という対象にすべてなるかということになれば、そうではないということになります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>内橋議長 村井委員</p>	<p>はい、村井委員。</p> <p>まあ、話としてはわかるんですけど、やはり補助の関係が、50%、70%というのは、それが西脇市の生活道路ですと、その用地代は含まれませんので、そういったものも黒田庄町の場合は含まれるという形になりますと、やはりかなりの差が出てくるというようなこともございますので、やはり同じ認定外道路としては、当分の間というふうにしてありますけれども、やはりできるだけ早くその差は詰めていただくようにしなければ、隣の町で50%、隣の町で70%の補助というのは、やはり市民にとっては大きなやっぱりギャップとして考えられるというふうにも思います。</p> <p>その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
	<p>それからもう1点、この急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金についてですが、これにつきましても聞きますと黒田庄町に</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>おいて現在事業実施中であるということで、合併後も継続事業となるという点から、黒田庄町の例によるというふうに聞いております。そういった点もわかるわけなんです、急傾斜地の場合はやはり災害に遭うという点も比率が高いので、災害から市民を守るという点からも、新規採択の事業につきましては従来の西脇市のとっておりますような、受益者負担金というのをなくすという方向で、ひとつ検討を進めていただきたいということ、前回の西脇市の特別委員会の中でそういった意見も出ておりますので、特に要望しておきたいと思います。</p>
内橋議長	<p>ほかに、はい東野委員。</p>
東野委員	<p>黒田庄町の東野です。もう1点ちょっとお尋ねしたいんです。黒田庄町に門柳とか石原とかに開発地がございます。それはまだ道路認定は受けないんでしょうけれども、今後どう対処されていくんでしょうか。</p>
事務局長	<p>黒田庄町の課長がお見えですので、その方から答えていただきます。</p>
橋本産業・建設部会員	<p>黒田庄町の土木課長の橋本です。ただいまのご質問につきまして、黒田庄町の開発地、門柳等については当初、業者より道路用地についての寄附申し出がありましたけども、町道から考えても寄附を受ける段階にないということで、現在受けておりません。今後の開発については、基本的に新市になりましても新市の道路基準に合わないところは、認定していかないというふうになっております。</p>
内橋議長	<p>よろしいですか。はいどうぞ、東野委員。</p>
東野委員	<p>門柳ですと、相当多く世帯数が増えている中で、やはりその人たちの権利というか、そういう人権というか、そういうものを新市の住民になる以上、守らなければならないというような中で、認定できる何らかの対策というのは講じられないんでしょうか。</p>
事務局長	<p>専門部会の方から。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
橋本産業・建設部会員	<p>黒田庄町の土木課長の橋本です。ただいまのご質問につきまして、ご指摘の門柳の道路につきましてはこの寄附申し出を受けた時点で、町がこのように改善をしてくださいと。その改善をした場合には、町としては寄附をお受けしますという回答をしています。</p>
内橋議長 岩崎委員	<p>ほかにございませんか。</p> <p>西脇市の岩崎ですが、道路照明の設置及び防犯灯の設置というものは、市道においては市がする、県道においては県がするということになってるのでしょうか。</p>
事務局長	<p>専門部会の方からでございます。</p>
黒崎産業・建設部会員	<p>西脇市の土木課長の黒崎でございます。道路照明というのは、防犯灯と区別しておりますけれども、道路照明というのは道路の安全上必要なもの、例えばカーブとか、交差点とか、横断歩道になるところのものが道路照明でございます。</p> <p>それから、先ほどございましたが防犯灯のことでございますけれども、基本的には集落内にある防犯灯については、西脇市の場合、当初設置だけは西脇市がやっております。あと維持管理につきましては、地元で電気代と修繕は地元の管理でやっていただいております。</p> <p>しかしながら、集落間というのはどうしてもどちらの集落が管理するかどうかという話がございまして、それからいろんな不特定多数の方々の通行がございまして、西脇市、黒田庄町も同じでございますけれども、行政の方が設置し、また維持管理全体をやっているような現状でございます。</p> <p>統合しまして、集落内の当初設置については行政の方が、市の方が設置して、例えば集落内につきましては維持管理していただくという方針であります。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長	<p>はい、岩崎委員。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
岩崎委員 黒崎産業・建設部会員	<p>いいですか。</p> <p>申しわけないです。もうひとつ。すみません。</p> <p>今、県道と市道というご質問でございましたけれども、基本的に県道、市道という区別はしておりません。ただ、県道につきましてはどうしても集落間を結ぶ道路でございますから、県道の場合はそういう集落間を結ぶ道路という、防犯上の問題として行政が、市が設置し、維持管理をやっている路線が多いと考えていただいたらいいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長 岩崎委員	<p>はい。</p> <p>今なぜそういうことを聞くかといいますと、西脇市の中央通り、アピカから旭商会までの間でございますが、蓬莱橋を中心とした蓬莱橋の西約100メートル、そして蓬莱橋の東約200メートルが、ほとんどが地元の商店街の方々、また住民の方々の負担で街灯が設置されております。</p> <p>これは、今から約25年前にあそこの道路舗装を全面的にやりかえたときに、昔のすずらん灯ではかなんということ、地元の有志が立ち上がりまして、そのときに設置をした経緯がございます。それが、2年前に老朽化をいたしまして、全面やりかえております。</p> <p>川東地区につきましては、それぞれの蓬莱町、本町通というそれぞれの商店街、地元の住民の方々がいくばくかの補助はいただいておりますが、ほとんどが地元負担ということになっておりますし、また川西におきましてもそれぞれ毎月積み立てをして10基を設置いたしております。</p> <p>相当なお金、川西地区にいたしましても約170万ぐらいの地元負担、川東地区につきましてもそれ以上ということで、もう少し市の方にいたしましても、何とかその地元負担を軽減させていただいて、もちろん維持管理までも今現在もやっておりますの</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 岩崎委員 内橋議長 藤原委員</p>	<p>で、何とか定義というものははっきりしていただいて、最初に地元がやったから後々地元で全部やれというような感じに取れましたので、市の方に相談いたしまして、補助金は幾らかいていただいておりますが、こういったような場所が西脇市内に多分あちこちらにあると思うんです。</p> <p>だから、我々といたしましてもいつまでも何百万という大金を積むことはできませんので、もう少しきちとした定義で、これは市、これは地元、これは自治会というようなはっきりした明記をしていただきたいと思います。そのように要望いたしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>要望でよろしいか。</p> <p>はい、結構です。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。はい藤原委員。</p> <p>西脇市の藤原です。ちょっと話がもとに戻るんですが、先ほどうちの特別委員長の方から急傾斜地の件を申し上げましたが、これ要望ということになっておりますけども、実際はもうちょっときつい要望でございまして、合併協の中できっちりと議論した上で再検討を願いたいと。なぜその西脇市が負担の高い黒田庄町に合わさないかのかと。西脇市の例によっていってくれるのがほんまやないやるかという話がきつうございましたので、その中でもう一度協議、検討をお願いしたい。ただ、要望によってだけではちょっと委員長の話と違いますけれども、そういうように私は聞いておりますので、それひとつお願いしたいというふうに思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>西脇市の土木の課長が来ていますので、もう少し突っ込んで答弁させていただきます。</p>
<p>黒崎産業・建設部会員</p>	<p>西脇市土木課長の黒崎でございます。この急傾斜地につきましては、大変危険なところということで、生命・財産を守る事業で</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ございます。ご指摘のとおり、そういう意味合いからしますと負担金をなくし、それで生命・財産を守るといのは基本かと思えます。それは十分認識をしておりますが、これにつきましては80%から95%ぐらいの国の補助、あるいは県の補助がございます。実質、大体今黒田庄町でされとるのが95%の補助がございます。国・県の補助でございます。</p> <p>市、行政の方の負担のうちの10分の3を負担金ということで、地元の住民、自治体の方から支払いがされとるとも聞いております。</p> <p>しかしながら、今言われましたような趣旨から申しますと、当然危険なところについては、行政が率先して負担金もなしにやりたいところがございます。しかしながら、宅地、住、土地というものが安全なところの土地のものと、それから危険なところの価値いうものはやはり多少は違うわけであって、やはり基本的には少し幾ばくかの負担金を求めていくのが基本だと思います。しかしながら、今言われたように、その下におられる住宅の方々の経済的な状況もございませし、その辺は免除等とそういうようなことを今後検討して、今黒田庄町が住民の3割の負担をされておりますけども、今後この急傾斜地の負担金についてはできるだけ負担のないような方向で検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>内橋議長 はい、藤原委員。</p> <p>藤原委員 私、非常に数字に弱いのでね、この90%補助、10%、そのうちの3%言われましたね。この後で今度は3割と言われましたな。どっちがほんまですんかいな。3割なんですか、3%なんですか。</p> <p>事務局長 専門部会から。</p> <p>黒崎産業・建設部会員 申しわけございません。いろいろな割合が出てきまして申しわけなかったんですけども、基本的には地元負担というのは今現</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>在黑田庄町の場合は1.5%の負担です。大体その辺が基準になるうかと思うんです。</p>
藤原委員	<p>はい、藤原委員。 大体ご説明はわかりました。できるだけ負担のかからんように、ひとつお願いしたいというふうに思います。 以上です。</p>
内橋議長 東野副会長	<p>東野委員。 現在、黒田庄町地域の船町地区で、急傾斜地の工事を3年前の基本設計の段階から地元と協議をさせていただいて、工事をさせていただいています。 急傾斜地という形というのは、もともとおうちがあって、その斜面、個人のこういった山林がある場合が多いわけですが、そういう急傾斜地が後ろにある、こういうふうな地形です。 そんな中で、やはり将来を考えたら大変不安だということで、地域の住民の方々から要望がその前から出され、地元の方としても早くしていただきたい、こういった中でされました。国においても、本来先ほど担当課長の方から話があったように、全額、例えば砂防の工事であるだとか、それから河川の改修であるだとか、こういうふうな本来はすべて国費なり県費で、こういう形で地元負担がないわけですが、こういうふうな家を守る、それから土地を守るという、そういうふうな部分については必ず地元負担金という形で、国そのものが求めている部分があります。 地元の方々も、自分たちの土地を子供たちや孫たちの代に引き継いでいきたい。確かに立地条件が悪い中で、そういうふうなことがされているということで、話し合いをさせていただきました。県下のこの急傾斜地の既に適用を受けているところを見れば、極端なところでは全く市町が負担をしない。全額個人負担だと。 まず全額負担だという形にしても、先ほど課長から話があった</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 北脇委員</p>	<p>ように、仮に100万の工事であっても、最低で国・県合わせて80%、80万助成があります。最高の場合で、95%、95万です。ですから、地元という形でいう場合は、残りの20%なり残りの5%というふうに考えていただければと思うんですが、その20%なり5%はそれすべて個人が負担をしている、こういう地域もあります。</p> <p>また、折半をしている。八千代町なんかはそういう折半をしているということがあったわけですが、黒田庄町の場合はこれまで出てきましたように町単独補助事業と、こういうような部分がありましたので、7対3という、そういうふうな割合で地元と調整させていただいて、その了解のもとで県が進めさせていただいて、そういうふうな事業だという点でご理解いただけたらというふうに思います。</p> <p>はい、ほかにございませんか。北脇委員。</p> <p>黒田庄町の北脇です。市道とそれからその認定について、若干素朴な質問をするんですが、総合事務所においてはですね、建設経済課、前に機構の中でこの協議会の中です承した、その中で検討されると思うんですが、いわゆる先ほど西脇市の村井委員からしたようにね、西脇市にしたら市道認定から外れたところについては非常にだらだと、きちっと決めなったら不公平やないかという問題も出てきますしね、私が心配するのは今までの町道、黒田庄町はほとんど町道なんですね。</p> <p>しかし、市道に外れた場合に維持管理いうたら、今年もやりましたけども草刈り。草刈りがほとんど大きな維持管理としたらね、夏になったら草刈りも管理がものすごく負担がかかってくると思うんですね。やっぱりそこら辺もきちっとせなったらね、例えば町単独事業、黒田庄町が従来もってあった町単独事業を当分の間、そういう意味で使うというたらね、この建設経済課からして、そんな中で例えば緊急の場合の道路の維持とか、やっぱり</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>事務局長 黒崎産業・建設部会員</p>	<p>そういう問題が出てくると思うんですね。</p> <p>だから、やっぱりそこら辺は道路関係とかそんなんは、ほんま西脇市さんもやし、西脇市いうたらいかんけども、これはやっぱりきちっと急いで、だらだらやるんやなしに、例えばきっちり区分け、それにはやっぱり地元との、やっぱり担当課も含めて地元区長さんとか、そこらと詰めてね。やっぱりその話をきちんと詰めて市道認定にせんと、これは向こうしよってこっちだけ。</p> <p>仮に例えばの話ですね、草刈りでも向こうの道はしとるけども、この前の道はしとらへんと。去年向こうはやったけども、こっちはやってないとかね、恐らくそういう問題も生まれてくるし、もうちょっと言わしてもろたら総合事務所の中のスパンで、例えば予算の中でそんなことばかりで、例えば道路の草刈りとかそんな意味で使われたら、ほかの事業とかそんな関係も生まれてきますのでね、そこら辺どういうぐあいに進めようと思うとってんか、ちょっと少しだけ聞きたいと思うんですが。</p> <p>専門部会から答弁いたします。</p> <p>西脇市土木課長でございます。先ほどから草刈りについて、市道認定された部分と、されてない部分、それが明確に市道の場合は草刈りをされ、それから外れた部分はできてないようなお話がございましたけども、黒田庄町の例で、私あまり詳しくはございませんけれども、基本的には黒田庄町もすべて町道でございますけども、幹線道路については、町の方でやられるということ聞いております。</p> <p>ただ、そのほかについては、やはり地元の方々のボランティアということでやっていただいとると聞いております。</p> <p>西脇市の例を申し上げますと、当然市道、それから外れている里道とか農道とかございますけども、農道とか里道についてはやはり地元の方々の協力を得ながら、そういう草刈り、また溝についても同じでございます。そして、また市道についても我々市行</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 779 389 813">内橋議長</p> <p data-bbox="268 837 389 871">宮崎委員</p>	<p data-bbox="448 315 1318 696">政の方で管理できないところについては、地元の協力を得ながらやっておる状況でございます。またこれから市道認定については、その市道認定の要綱の中で、基準をどのように定めていくか、それで交通上、安全上必要なところにつきましては、草刈り等も市道認定を行いながら、交通の利便も図り、また安全、安心に通っていただけるような管理にしていけないといけないのかなと考えております。</p> <p data-bbox="477 721 730 754">以上でございます。</p> <p data-bbox="477 779 820 813">ほかに。はい、宮崎委員。</p> <p data-bbox="448 837 1318 1279">黒田庄町の宮崎ですけども、まず1点目にこれはご検討いただきたいと思うんですが、道路照明灯と防犯灯のことにしまして、先ほど西脇市の岩崎委員から申されましたように、黒田庄町町内におきましても商工会の中の商店連合会の個人の方が負担をして設置をし、また維持管理をされているという事例もございます。ですから、この機会にもし認定等の見直しが可能であれば、その辺を念頭に置いていただいた上で、ご検討をいただければ幸いです。</p> <p data-bbox="448 1303 1318 1451">それに準じて、何かを課した上で認定をすとか、そういう条件でもいいかと思しますので、各種団体長さんの方とも調整をしていただきたいと思っております。</p> <p data-bbox="448 1476 1318 1917">それと、もう一つですが、先ほどの道路、河川に関しての認定基準なんですけど、今までは黒田庄町の私たちが恵まれ過ぎていたのかもしれませんが、先ほども言われましたように今まで町道と認定されていた各道路がすべて認定外になった場合に、地元負担というのは極端に発生してきますので、くれぐれもその辺、地元の区長さん、役員さんと協議の上で認定基準を明確にした上で、決定付けていただきたいと思しますので、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
<p data-bbox="268 1944 389 1977">事務局長</p>	<p data-bbox="477 1944 999 1977">西脇市の土木課長が来ておりますので。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
黒崎産業・建設部会員	<p>西脇市の土木課長の黒崎でございます。今、黒田庄町にも西脇市にも商店街の中で、過去、補助金をもらって、そういう照明を装飾照明いうんですか、そういうグレードアップした照明が現在ございます。</p> <p>しかしながら、我々西脇市でやっておる防犯灯、道路照明というのは先ほど申しましたように、道路照明につきましては交通安全上必要な交差点、カーブのところとかそういうところに設けておりまして、今商店街にあるような連続したまちを明るくする、また活気のあるまちづくりの観点からの照明ということになりますと、我々今現在防犯灯でやっておるのは20ワット程度の貧弱なものでございます。それから言いますと、今現在ある装飾用の照明につきましては、相当金額も張るものでございまして、それをどんどん設置していけとか、壊れたら修繕せいと言われたときに、大変財政的にも厳しいような状況がございまして。</p> <p>これに関しましては、今申し上げましたように、今その商業の活性化等のようなこともございますので、商業関係等と連携をとりながら、またこれも検討する課題だと思っております。この場で明確にお答えはできませんけれども、そういうご要望に対しては今後検討してまいりたいと考えております。</p>
片岡産業・建設部会長	<p>専門部会の片岡でございます。</p> <p>道路の問題でございますけれども、西脇市の例を取りますと、市道認定された道路につきましては用地費、その他道路につきましては用地費の負担をいただきますが、整備につきましては基本的に市が直営でやっておるという状況でございます。</p> <p>黒田庄町さんの町道につきましては、幹線の主要な道路の一部は町費、全額でやられとると思っておりますけれども、ほとんどの道路につきましては現状は地元が事業をされて、7割、町が補助されるというような現状がございまして。それが新市に引き継ぎますと3割の地元負担が基本的になくなると。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 長谷川委員</p>	<p>反対に、認定から外れれば、当然負担が要りますけども、それは当分の間、今と同じであるというような状況が続きますんで、ある意味では地元負担が要らない道路ができるし、地元負担がそのまま当分の間継続するというようなこともございますので、はっきり言いまして町負担部分につきまして、そういうことも加味しながら当然検討の中では考えていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。はい、どうぞ。</p> <p>ただいまの説明でおおむね了解しておりますし、当分の間、総合事務所の方で面倒を見てもらえるという中で、認定されるときに認定基準からどうしても外れる通学道路という、幅員で決める場合が出てきます。現状はすべて100%補修については、町で負担願っとるわけですけども、今度それから外れますと補修の問題で費用が発生しますのと、現在管理がすべてお任せになっておりますんで、地元集落でも管理しないし、校区でも管理しないということが黒田庄町ではありますので、そのあたりは十分明確にさせていただきたいと思います。</p>
<p>内橋議長 長谷川委員</p>	<p>要望ということで。</p> <p>要望です。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>はい、ほかにございませんでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、これより採決に移らせていただきたいと思います。協議事項の表決につきましては、前回までの協議と同様に挙手による方法といたします。3分の2以上の賛成をもって決することといたします。</p> <p>それでは、採決をいたしたいと思います。お諮りいたします。協議第47号各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について、この原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よっ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>て、協議第47号各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>それでは、続きまして協議第48号各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について、事務局より説明願います。</p> <p>恐れ入りますが、10ページの資料をごらんいただきたいと思っております。</p> <p>各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について。</p> <p>（1）でございます。下水道事業等及びその認可区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（2）下水道事業等受益者負担金、分担金については、当分の間現行どおりとし、新市において段階的に調整する。</p> <p>（3）でございます。下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。納付方法については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>（4）でございます。水洗化促進事業については、新市において再編する。</p> <p>説明させていただきます。11ページから14ページの上段にかけて、両市町の下水道事業を種類ごとに記載をしております。これらの下水道事業及び認可区域については、事業の種類、採択要件などが全く異なるために、現行のまま新市に引き継ぎ、現行の処理体制、管理体制により事業を行っていくことといたします。</p> <p>次に、14ページ受益者負担金、分担金でございますが、西脇市の場合は公共下水道事業につきましても、受益者負担金は区域内に所有する土地の面積1㎡当たり550円を乗じた金額を徴収しております。</p> <p>また、農業集落排水事業につきましても、分担金として施設整備に要する事業費の100分の5を地区、又は委員会に一括賦課徴収をしております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>一方、黒田庄町の場合は分担金として下水道の種類にかかわらず、公共ます1基当たり一律17万円となっております。この受益者負担金・分担金については、積算の方法に大きな差があるため、当分の間現行どおりといたしまして、西脇市の事業が完了する21年度以降を目途に、段階的に調整することといたします。</p> <p>次に、15ページの下水道の使用料でございますが、西脇市の公共下水道は水道の使用料に応じて料金設定をしております。計算例を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。1か月30m³、水道を使用する場合に、2,750円の使用料でございます。</p> <p>農業集落排水事業は、基本料金が1,600円、人数割りが1人500円で、4人家族の場合は月に3,600円となります。</p> <p>一方、黒田庄町は下水道の種類にかかわらず基本料金が4,000円、人数割は1人300円で、4人家族の場合は月5,200円になります。この下水道使用料につきましても、積算方法に差異があり、格差が大きいため、当分の間現行どおりとし、新市において積算方法の統合を基本に、段階的に調整することといたします。</p> <p>16ページの納付方法でございますが、両市町とも水道料金の徴収にあわせて、下水道使用料の徴収をしているため、水道料金と同様に、西脇市の例により隔月徴収といたします。</p> <p>最後に、水洗化促進事業でございますが、西脇市は1戸当たり80万円以内で資金融資をあっせんする制度がございます。</p> <p>黒田庄町は、1戸当たり100万円以内の融資を受けたとき、年3%以内の利子を町が補給する制度がございます。</p> <p>この水洗化促進事業につきましては、今後下水道の接続率を向上させることが急務でございます。新市において再編をすることといたします。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>協議第48号各種事業(上・下水道事業)の取扱い(その2)について、説明が終わりました。ただいまの、協議第48号について、ご質問、ご意見等をお受けいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。藤原委員。</p>
藤原委員	<p>協議第48号について、結論から申しますと私とこの特別委員会では、西脇市の利益が黒田庄町のために損なわれるようなことのないようにしてくれという点がございました。</p> <p>本来やり方が違ったり、出発した例とか、下水道の事業、それから負担金の使い方、また内容、あるいは規模、いろんなことによってその使用料の差異が生じておるということは、本来調整のしようがないんじゃないかと。元々これ調整せいつちゅうのは、これは無理な話やというような話がございました。それで、とりあえず西脇市の我々議員であるし、西脇市の議員からはこれによって変わることがないようにという意見がございましたんで、これもひとつご検討願いたいということがひとつ。</p> <p>これはまた直接関係はないんですけども、お聞き置きいただきたいんですが、ある議員から西脇市と黒田庄町、対等合併といいながら、黒田庄町にえらい遠慮してずっと物を言うてるん違うかと。西脇市の議員に対しての言葉やったというように聞こえますけれども、そういう意見もあったということも、ちょっと申し添えておきます。</p> <p>ですから、今の黒田庄町と合併することによって西脇市の利益が損なわれないように、これはきちっと一遍検討してくださいということでございます。</p>
事務局長 杉本上下水道 部会長	<p>専門部会長が来ておりますのでお答えいたします。</p> <p>上下水道専門部会、部会長の西脇市の杉本でございます。</p> <p>先ほどの委員さんからの質問というか要望でございますが、これにつきましては今申し上げましたように、過日の西脇市の議会の特別委員会で、非常に大きな指摘をされたところでございませ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>て、私ども西脇市の立場といたしましては、重々その立場で協議・調整を重ねてきたわけですが、ただやはり合併協議に向けての調整でございますので、やはり私ども西脇市の意見と黒田庄町の意見とを合わせた結果として、最終的にこのような文言で調整をさせていただきたいということだけはご理解いただきたい。こういうふうに思います。</p> <p>確かに、今おっしゃいますように西脇市と黒田庄町の下水道の料金は非常に大きい格差がございます。そして、その大きな下水道の格差の理由と申しますのも、やはり西脇市は決して金額的にも安い方でないと思うんですが、黒田庄町が非常に高いというのは当初の分担金、これは確かに黒田庄町がそれを非常に安くして17万円、西脇市におきましては例えば農業集落排水事業でございますと、最終まだあと施設の完了はとりあえず終わっていないわけなんです、そちらの町におきましては1世帯約50万の分担金が出ています。</p> <p>それに対して、黒田庄町さんは平均17万円ということでございますので、やはり当初分担金を安くして、あと使用料でペイする方法で当初設定されてますので、当然黒田庄町の方が高くなるわけです。</p> <p>さらに、また施設の維持管理費が黒田庄町さんの場合は非常に高いと。と申しますのは、一番わかりやすいのがこちらの公共の処理場ですが、これは加古川の左岸にあります、これは普通一般的に考えますと水というのは高い方から低い方へ流れるということで、西脇市の処理施設については大体上から下へ流すように処理施設つくっておりますが、黒田庄町においては下水処理上は福地の水なんかをポンプアップで上げるというようなことから、やはり非常に維持管理が高つくというように形が高くなっておりますので、私ども事務局の立場といたしましても、非常にこの料金を調節する際には合併でございますので、やはり新市において</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 北脇委員</p>	<p>の住民サービスの格差是正の観点から、料金を設定するに当たっては非常に、大事なすり合わせをしているわけですので、ただ、5年や10年では料金を平準化することは非常に難しいやろうということで、あえて当分の間というような文言を使わせていただいています、ということだけご理解いただきまして、やはり協議、調整の結果このような文言使わせていただいたということだけご理解をいただきたいと、こういうふうに思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、北脇委員。</p> <p>よろしいか。何もけんか売るつもりはないんやけどね、今みたいなことを言われたら、例えば黒田庄町は合併しようとしてから下水道の整備やったんと違いますのでね。黒田庄町単独でやったんですね、福地の方の工法が高いとか安いとかね、そんなこと今は西脇市の方から言われるようなことはひとつもないと思いますのやし、例えばそれは調整つかへんなんで当たり前や思う。</p> <p>例えば、工法も施策も違うと思うんです。例えば、うちの場合には同和対策事業があって、同和対策事業いうのをうって、それで若干その事業費を抑えていったという経緯がありますのでね、まだそら西脇市さんは何も完全にやってないんで、そんな黒田庄町の工法がどうやとかこうやとか、何もけんかするつもりはないんやけどね、そういうぐあいに言われたら、何でやほんま、今聞いてったらおもしろくないんですわ、言葉だけは気をつけてもらいたいように思いますわ。</p>
<p>内橋議長 藤原委員</p>	<p>はいわかりました。</p> <p>藤原委員。</p> <p>そういうふうにおっしゃられるだろうという予測を、私はしておりました。</p> <p>ですから、とりあえず我々は西脇市の議員。西脇市の市民の議員でもあるというのは、これは当然のことございまして、上がる</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ようなことのないように、当分の間と言われましたけれども、それによって合併することによって、やはりこれおかしなことになったがいということのないようにやってくださいと、こういう意味なんで、決して何もけんか売るわけでもないわけで、うちの協議会で出たその言葉をそのとおりにお伝えしたと、こういうことでございますので、ひとつその辺ご理解を願いたい。多分、そういうことが出るだろうとは思っていました。</p> <p>以上です。</p>
内橋議長	はい、ほかに。東野委員。
東野委員	水洗化促進事業の中で水洗化率ですね、黒田庄町と西脇市、率を出していただけませんでしょうか。
事務局長	担当課長が来ておりますのでお願いします。
藤原上下水道副部会長	黒田庄町の企業課長の藤原でございます。黒田庄町の場合は、水洗化率は、この7月末の時点で93%になってございます。すみません。83%になってございます。失礼しました。
杉本上下水道部会長	<p>西脇市でございますが、西脇市の場合は公共下水道の方につきましては、今現在整備率が80%弱でございますので、水洗化率そのものは61%でございます。ただ、水洗化率を出す際には、私ども常にお願ひするわけでございますが、単純に61%と申しましても、これは例えば3年後供用開始をした場合に、当然水洗化率低うございますので、供用開始5年ごとの率でいきますとやはり計算的にも良い率が出た結果として今現在は約70%弱でございます。</p> <p>農集におきましては、それぞれの施設が新しゅうございますので、今現在の農集におきましては80%程度でございます。これも、昨年完成したところと、あと七、八年前のところとでは当然水洗化率は違ってまいりますので、その点だけにご留意いただきたいというふうに思います。</p> <p>以上でございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 東野委員</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>大きく差異があるんですけども、水洗化率を上げていくには膨大な予算がかかってこようと思いますけれども、その辺で料金のこととも関係してくるかと思えますけれども、その辺はどうなんでしょうか。</p>
<p>内橋議長 東野委員</p>	<p>もう少し、具体的に。</p> <p>やはり何なんですけども、それだけの差異がある。西脇市は非常に水洗化率が低いということですね。それは進めていくのに費用がかかっていく。ですから、黒田庄町の料金が非常に高いと言われますけれども、その辺で西脇市も高くあわせていくのかどうか。それをどう調整されるのか、ちょっと言葉はあれなんですけれども。</p>
<p>事務局長 幹事長</p>	<p>幹事長の方からお答えします。</p> <p>幹事長の藤原でございます。先ほどからありますように、下水道、それぞれのまちによって、料金体系違いますし、いろいろ違うんですが、例えば隣の氷上郡にしましても、ひとつの町におきましても料金体系がそれぞれの処理区ごとに料金体系が違うところがございます。</p> <p>今、そういったものを丹波市の中でもどう調整をするのかといった課題がございまして、やはり安い料金のところについては地元の大きな頑張りがあったりして、低料金の中で、下水道料金が設定されている地域もございます。</p> <p>そういったものを改めて一方に統一するというのは、非常に困難なことだと言われておりますが、新しい将来の目的としてはやはり統一整備が課題だろうと思えます。</p> <p>けれども、今もありましたように下水道の加入者分担金として、国の方としては事業費の5%を加入分担金として徴収しなさいということでございますが、黒田庄町にしましてもおおよそ1戸あたりの事業費が670万程度から680万の事業費がかかっ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ております。</p> <p>ちょっと長くなって申しわけないですが、そうしますと当然加入分担金として36～37万円の加入分担金を徴収しなければいけないわけですが、そうしますと、早い期間にやはり、つなぎこみして料金をいただくというのには、35万の分担金の徴収では無理ではないか。だから長い期間の中で、料金をもってその分を徴収させていただくといったような方向が黒田庄町の方法でございます。</p> <p>今、どこの町でも一緒とは思いますが、この料金設定をするのには、投資した金額が幾らなのか、その借り入れた金をいつの年度にどうやって何年間で返していくのかいう、財政計画のもとに料金設定なり、加入者分担金なりの方法を設定しとると思うわけですし、やはりそういった黒田庄町におきましても、今16年、17年というのはこの大きな借り入れをしております金額の返済のピークでございます。そういったピーク、今後はずっとピークが過ぎますと、国の借入金を返していく金額も徐々に減っていくわけですが、そういうようなことを踏まえながら、それぞれの西脇市でも処理区ごとにいろいろな事情があると思いますが、住民の皆さん方に協力を願って、取り組んできたことを大事にしながら、そしてそのことを重んじながらやはり将来的には料金を統一する方向に今後検討させていただきたいと。</p> <p>そのためには、下水道の専門部会の部会長が申しましたように、何年先に統一するのかというのは非常に困難、見通しがちょっと今の段階ではできないけれども、今後、西脇市の下水道が完了して、そうして返していく財政計画もきちっと出来上がった中で、その時点で何年先にこの料金を統一する方向で検討していこうかという課題にもなってくるんだろうかと思っておりますが、今の合併する段階では当分の間現在の料金のまま移行をさせていただくという調整をしておりますので、ひとつご理解を賜り</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 村井委員</p>	<p>たいと、このように思います。よろしくお願いします。</p> <p>はい、村井委員。</p> <p>西脇市の村井でございます。もともとの発足当時の政策自身が違う中で、これをあえて調整すると。今、それぞれ幹事長の方から説明ありましたように、西脇市は5%を積んで工費と基金に、また黒田庄町の場合は使用料でそれをまかなうというような形の、方式が違う中で、それも長期間の計画の中でそういう政策をされとると。それを合わせていくというのは、大変難しいことなんで、あえてそれを統一せないかということがあるのかなというふうに、逆に統一をすることによって不公平が生じると、逆にそういうふうな点があるんで、あえて無理に調整をしていくということは、ここ近年の間ではやらん方がいいんじゃないかというような意見もありました。</p> <p>また、いずれ長期間暮れますと、やはりそういったこともいずれは統一せんなんということがわかりますけれども、あえてそういったことはしなくてもいいんじゃないかというように思います。</p>
<p>内橋議長 東野副会長</p>	<p>ほかにございませんか。東野委員。</p> <p>ぜひわかっていたきたいことがふたつあるんですが、上水道のときにもお話をさせていただきました。確かに、今までの工事の仕方、またそれぞれの事業を展開、まちが違ってましたから、当然大きな違いが起こります。その中で、水道にしる、下水道にしる、黒田庄町は黒田庄町として財政計画を立てて、この計画で十分いけると、こういうような判断の中で住民の方の理解をいただいて、そして展開をしてきてます。また、当然小さいまちですから、1人当たりの負担というのが残念ながらどうしても多くなる、こういうのは当たり前の事柄です。</p> <p>そういうふうな中で、今回合併というのは新しいまちを、大きい小さい関係なしに一緒につくろうということが、一番の基本だ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ろうというように思っています。そのことで、大きな差異があると。そのことについては、当分の間、これはもう一緒にはできないということで、水道にしても黒田庄町からは当然のこと。ある方は、確かに合併したら水道料金が安くなるからなど、こういうふうな言い方をされる方がいるんですが、そうじゃないですよ。そのことで、西脇市の方に負担が行く、そんなことのやり方はやめましょうという形で話をして、住民懇談会は昨晚で終わりました。皆さん納得してくださっています。</p> <p>だから、それを早急に合わせる。こんなことで、いいまちを一緒につくろうというところの、そんな形でなろうということは思っていないので、その点はぜひわかっていたきたいなというの思います。</p> <p>けれども、先ほど幹事長や事務局の話がありましたように、これが永遠のことなのか、ではやっぱりないだろうと思しますので、時期はここで明記できませんが、少しずつ歩み寄りをしながら、ひとつのまちになった段階で十分時間をかけて調整をさせていただくという、そういうような点で、よろしくお願いしたいと思うんです</p> <p>黒田庄町のやり方はどうだった、ああだったという話になったら、それぞれ言い分が多々あるだろうと思います。けれども、自信を持って言えることは、黒田庄町は既に平成12年度に終わっています。そして、今83%ですが、もう水洗化率がそこまできています。残り13%の方が加入していただければ、言っても高齢者の方とか一人住まい、どうしてもだめなところがあるわけですが、まもなくのところ下水道事業そのものがすべて完了するという状態までできているという点は、私はやっぱり住民の方々の力をいただいて、胸を張ってやっぱりまちとして言える事柄だということも、ぜひわかっていたきたいなと思います。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>はい、ほかにございせんか。</p> <p>ないようございせんので、採決をいたしたいと思ひます。お諮りいたしませう。協議第48号各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたしませう。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございます。挙手全員でございせん。よって、協議第48号各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）については、原案のとおり決定いたしませう。</p> <p>次に、協議第49号各種事業（その他事業）の取扱いについて、事務局より説明願ひませう。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第49号でございせん。資料19ページでございせん。よろしくお願いいたしませう。</p> <p>各種事業（その他事業）の取扱いについて。</p> <p>指定金融機関、収納代理金融機関等については、西脇市の例により調整する。</p> <p>21ページをごらんいたしたいと思ひませう。この指定金融機関等につきましては、自治法の第235条でございせん。新市として新たに設定する必要がございせん。</p> <p>西脇市は三井住友銀行、黒田庄町はみのり農業協同組合が、現在の指定金融機関でございせん。また、指定代理金融機関、収納代理金融機関を定めておひませう。</p> <p>この指定金融機関、収納代理金融機関等につきましては、新市発足時に西脇市の例により調整することといたしませう。</p> <p>以上でございせん。よろしくお願いいたしませう。</p>
内橋議長	<p>協議第49号各種事業（その他事業）の取扱いについて、説明が終わりませう。ただいまの協議第49号について、ご質問、ご意見をお受けしたいと思ひませう。何かございせんか。</p> <p>ないようでございせんので、採決をいたしませう。お諮りいたし</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>ます。協議第49号各種事業（その他事業）の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、協議第49号各種事業（その他事業）の取扱いについては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に協議第50号議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p>協議第50号でございます。24ページをごらんいただきたいと思ひます。</p> <p>議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。</p> <p>（1）新市の議会議員の定数は、22人とする。</p> <p>（2）両市町の議会の議員については、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から7か月以内の間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>（3）在任特例期間中の議員報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。</p> <p>前回事前提案をさせていただいてます。その中で、補足説明した内容について、要旨を記載させていただいたもの、またそのときに請求のありました選挙費用について追加資料として配付しております。その資料とあわせてごらんいただきたいと思ひます。</p> <p>まず、定数でございますが、25ページの下の段の議員定数でございます。現況でございます。西脇市は現在条例で20人、黒田庄町は12人が定数でございます。合計32人の議員さんがいらっしゃいます。</p> <p>近隣の状況でございますが、小野市が4万9,000人で20人、加西市が5万1,000人で20人でございます。最近合併をした先進事例、それを見ますと養父市が3万人で22人、朝来市が3万6,000人で26名と決定しております。なお、追加</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>資料の中には朝来市としておりますが、発足は17年4月1日でございますので、朝来市と表現しておりますけども、こういう点でご了承いただきたいと思います。</p> <p>新市におきましては、それぞれの市町の特徴や特性を考慮しながら審議をいただくわけで、合併の特殊事情にかんがみ、新市においての議会議員定数は22人といたします。</p> <p>次に、合併特例法を適用しない場合、適用する場合、25ページの上段の表に3つの選択肢を記載しております。</p> <p>西脇市と黒田庄町の場合は、新市発足から7か月以内の在任特例を提案いたします。この理由でございますが、まずひとつは、この合併協議会や幹事会、あるいは専門部会や分科会において確認されたこの合併協定項目の内容、こういうものの経緯、地域の実情に詳しい現議員さんの在任が必要と考えるのが1点でございます。</p> <p>もう1点は、新市発足にあたりまして新市に関する通常議案、旧市町に関する議案をはじめ、合併特有の議案がございます。多くの案件の処理が予想されますが、この際両市町の施策に精通されている現議員さんの在任が、適切な審議に大いに資するところでございます。</p> <p>この合併特例法で在任特例が設けられている意義と申しますのが、以上の事柄を重視するためとこのように私ども理解しております。</p> <p>また、7か月以内という期間でございますが、現在協議いただいております協定項目につきましては、新市発足後に調整をするべき内容を、新市の施策として反映し、予算化し、議会の議決をいただくには、およそ2回の定例会が必要ではないかと考えております。この2回の定例会において、協定項目の内容が予算に反映されているかどうかを検証していただいて、審議をいただくための期間として6か月、さらに議会の議員の選挙と定例会の開催月が</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>重ならないように1か月で、7か月という提案をさせていただいたところでございます。</p> <p>最後に、在任特例期間中の議員の報酬でございますが、29ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>(3)の、現在の報酬月額を見ていただきますと、西脇市と黒田庄町で大きな差がございます。</p> <p>(1)の在任特例を適用した場合の報酬でございますが、それぞれ現行の報酬を適用しますと、7か月で1億501万7,000円となります。西脇市の報酬を適用いたしますと、1億2,972万4,200円となります。</p> <p>また、(2)の西脇市の報酬を適用した場合の定数別報酬額は、22人の定数の場合1億5,986万円となります。</p> <p>在任特例期間中の議員の報酬につきましては、行財政改革が合併の一番の趣旨でございます。現在の両市町の議員報酬合算額を超えないことが必要であるという判断から、それぞれの現行の報酬額を適用する。とこのように提案させていただきたいと思えます。</p> <p>最後に、追加資料の中で選挙の試算表について説明を若干させていただきます。</p> <p>各選挙に係る費用を、投票管理者、立会人、職員等の人件費、それからポスター掲示場の設置等事務的経費及び選挙公営費の負担金の区分について、一覧表を作成しております。市会議員の選挙(A)の総額でございますが、4,020万5,000円でございます。市長選挙、(B)の欄でございます。総額が1,787万6,000円でございます。この市長、市議選と市長の同時選挙、これ(C)の場合でございますが、総額4,642万1,000円でございます。単独選挙の(A)と(B)の合計額、同日選挙(C)の差といいますのはここに挙げておりますように、1,166万というふうな試算結果でございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>なお、この試算でございますが、市長選挙については候補者が3名、市議会選挙の候補者は28名と、こう想定をして試算をしております。よろしくご審議賜りたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>提案説明が終わりました。</p> <p>ここで、しばらく15分休憩をさせていただきたいと思いますので、休憩後、皆さん方からのご質問、ご意見をちょうだいいたしたいと思うわけでございます。よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 2時47分 休 憩</p> <p style="text-align: center;">午後 3時00分 再 開</p>
内橋議長	<p>それでは、皆さんおそろいでございますので、会議の再開をいたしたいと思います。</p> <p>ただいま、事務局の方からの協議第50号の説明が終わりました。これから、各委員のご質問、ご意見をお受けいたしたいと存じますが、それぞれ順次お考え等を言ってお受けいただきますと非常にありがたいというように思っておりますので、藤原委員の方から、ひとつお願いしたいと思います。</p> <p>傍聴席は、ひとつお静かに。</p>
藤原委員	<p>西脇市の藤原でございます。この1番の新市の議会議員の定数についてでございます。先だってちょうど特別委員会が出された結果ですけれども、一つ一つ言いますと、22、あるいは20というのが一番多かったです、西脇市の議会の中では。18人から24人まで幅がございました。</p> <p>その理由としては、24と言われたのは、もともと議員というのは多い方がいいんだと。たくさんの意見が吸い上げられるということ、それともうひとつは西脇市が今現在20人でやっとなのを基準にしますと、人口割にすると西脇市20、それから黒田庄</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 北脇委員</p>	<p>町さんが4人、こういふことで24でという手もあるでというよ うな意見もございました。</p> <p>それから、20言われた中でも、これはもう私は自信を持って 20でいけますと。これはもう必ずいけますと。ただ、しかしそ の中にしても20人が本当に正しいんかと。20人というのが、だ れから見ても、何から見てもこれは絶対の数字なのかというこ は、これは断言はできない。これは、もうほとんどの方がそうだ ろうというふうに思います。大体、今言いました22人から20 人というのが一番多かったんです。</p> <p>次は、両市の議会議員の在任特例、これにつきましては一番多 かったのが特例なしという考え方が一番多かった。西脇市議会 では多かったです。</p> <p>ただ、私個人的には、市民の方からお叱りを受けるかもしれま せんけれども、いろんなものを残しとるんやから在任特例を使う べしというふうには思っております。今でも思っております。こ れしかし、議会の意見としては特例は使わないということござ いました。</p> <p>したがいまして、この3の議員報酬につきましては、言及しな いということでございます。一応、議会の協議はそういうこと でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>北脇委員。</p> <p>黒田庄町の北脇です。この問題については、議員個人の見解の 問題なんで、黒田庄町としては、8月6日の日に合併研究委員会 を開いた後に、全員協議会で協議をさせていただきました。</p> <p>その中の問題では、定数の問題、それから特例の問題、それか ら私のところ関係しますが議員報酬の現行のままでいくというよ うな問題について、いろいろな意見が出ました。しかし、私が正 副議長なり、私を感じたところでは肝心のこの協議をするにあ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 村井委員</p>	<p>たつての、合併の期日がきちっと決ってから、やっぱりこの協議をさせていただきたいと。そうでない限りは、余りにも性急にこれを先に黒田庄町にまとめというような問題には、黒田庄町議会としては余りにもちょっと早過ぎると。</p> <p>合併期日が決った後に、もう一遍再協議なり、継続審議にさせていただきたいというのが黒田庄議会の考え方です。</p> <p>村井委員。</p> <p>西脇市の議会につきましては、先ほど藤原議長の方から説明がありましたので、私個人といたしましての意見を言わせていただきたいと思いますんですけど、定数につきましては、先ほども話がありましたように、西脇市の20人の定数で人口割と。有権者で割ってみますと24人。西脇市の20人に匹敵するのが24人の定数というところから、一応2名を減らして、今回については22人に。しかしながら、4年先には20名という形をとるのもひとつの方法でないかなというふうには、個人的には思っておるところでございます。</p> <p>なぜ22人かというのは、やはり合併の時期というのはどこの市におきましても若干やっぱり多めであるというようなことについて、だからやはりそういういった配慮が必要でないかなということも思うわけなんです。</p> <p>特例につきましては、先ほども出ておりましたように、特例なしという形でいきたいというふうに、私自身の意見としては持っているところでございます。</p> <p>報酬につきましては、そういったことで該当しませんので意見は述べさせていただかないということでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>内橋議長 上田委員</p>	<p>上田委員のお考え。</p> <p>上田でございます。黒田庄町の議会の立場としての意見は、今北脇議長が申しましたので、そのとおりでございますが、私個人</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 神部委員</p>	<p>の考えとしましては、私は今議員でございますので、まな板の上の鯉であると。そういう気持ちでございますので、どうかひとつ協議の程よろしくお願いします。</p> <p>はい、神部委員。</p> <p>西脇市の神部です。簡単に申し上げます。大体、この合併の効果は一体何かと問われましたときに、まず、やはりこの人件費を削減することができるということ、そして大変厳しい、また苦しい財政の健全化を図ることが期待されております。したがって、そのかわりにやはり合併をしますと、広域化によりましてそこから生じます住民サービスというものが非常に低下する恐れがある、こういうことを今後向上させる大きな課題が残ろうかと思っております。</p> <p>したがって、まずこの議員定数 22 名というのは多過ぎるということございまして、20 名ないし、少なくとも 18 名というのが最低線であろうかと、このように考えます。</p> <p>したがって、この合併と同時に選挙を行うということと、この議員在任特例は使うべきではない。10 年、15 年といいいましても、非常に近い期間でございますので、またいろいろと、いろんな面におきましても、そんな余裕がないとこのように思いますので、できるだけ厳しい出発をしていただきたい、このように思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>内橋議長 長谷川委員</p>	<p>長谷川委員さん。</p> <p>黒田庄町の長谷川です。まず、議員定数 22 名ですけども、この数字につきましては確かに法定で決められた数字から比較しますと、多過ぎとは言い切れませんが、ただ 22 名にされた提案の根拠は、今の説明内容では希薄かと思っております。</p> <p>この合併やむなしと住民の方に認識していただいた一番の理由は、やはり行政における財政危機だったことを念頭に置いて考え</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ますと、非常に乱暴な表現をすれば今回の合併で人口では21%ぐらい、面積で36%増えた程度に過ぎないと。そういう根拠からしましても、参考資料にありますようにこの加西市で20名とあります。小耳に挟むところでは、次回選挙では18名を目指すということを目にしておりますので、私としては議員定数は20名で十分に合併後もやっていけるんじゃないかと思えます。</p> <p>提案の2番目の在任特例ですが、それは一般の、私個人の立場として、また3号委員の立場として言わさせていただきますと、この先進事例を見ましても、市長さん、議員さん、同時に不在でも行政の業務が停滞するということがないようですし、そのために市民が非常に困るといったこともないように判断できます。</p> <p>本日のこの事前提案資料、少しめくってみますと、この福祉年金、低額な方へ調整と言われます。少子化が非常に危惧され、所得の低い、若い夫婦への援助がこれはあってしかるべし。</p> <p>同様に、ハンディキャップがある弱者にも当然と思えます。こういった分野まで減らす必要がある財政危機。以前見せていただいた財政シミュレーションによりますと、財政調整基金は13年度が30億あったのが、17年では19億、10年後には4億というふうに計算されております。これとても、保障された金額ではありません。</p> <p>もう一つ、その提案理由について説明されました現議員さんで合併調整項目の検証をやります。こういったことは、心情的には十分理解いたしますが、逆に言い換えればこれは新市に新しい議員さんの能力をも、否定する言葉になりかねませんので、少し問題かと思えます。</p> <p>同様に、この偏った見方、考え方でされてるんじゃないかと思えますのが、合併と同時に西脇市民の立場でもって、同じ作業してもらうのに所得というか、報酬に非常に差があるということ。これは、当然頭の上で合併後も同時に西脇市会議員に対して黒田</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 小林委員</p>	<p>庄町会議員という考え方をお持ちになってるんじゃないかという ことで、これについては納得しかねます。</p> <p>新市のまちづくり運営に、この合併協議会で協定された多くの 提案は、これは守られて当然ですし、調整項目についても同じ西 脇市民として平等な利益享受、公平な立場で行政職員は職員で、 議員は議員でしっかりと考えていただければ、こういった危惧、 心配をすることはないと信じておりますし、これが民主主義かと 思います。</p> <p>このように考えますと、在任特例を認める理由は出てきませ ん。資料にいただきました1回に係る選挙経費、1回4千数百万 円と書いてあります。在任特例を認めますと、4年毎に1,10 0万の金額がフイになるということになりますし、金額にかかわ らず同時に選挙に係る人々、あるいは応援する我々市民にとつ ても、非常に大きな負担となります。</p> <p>こういった観点から見まして、今回、ぜひ在任特例を認めない でほしいと、そういうように考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、それじゃ小林委員。</p> <p>西脇市の小林です。それぞれのお立場があると思いますが、私 は少し皆さんに考えていただきたいというふうに思っております。 と申しますのは、今の国の現状、あるいは今からその合併後 の市町村がどういう方向に向かっていくのかということござい ます。</p> <p>ご承知のように、もちろん国は非常に危機的な状況にありまし て、このような中で地方交付税等が非常に削減されるという。例 えば、先日合併されました養父市の例で見ましても、地方交付税 が予定どおりいかないということで、非常に今年度、予算あわて られたというようなことでございます。</p> <p>そのような中で、今から合併後目指す方向としましては、民間</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ができることは民間にという姿勢で、やはり削減すべきところは極力削減していただくんだという方向であろうかと思えます。あるいは、まちづくりという部門におきましても、行政と市民が分担するいう今までと少し違う方向が持たれとるというふうに思っております。</p> <p>今回、合併の協議に際しまして、私非常に思いましたのは、どちらかと言いますと西脇市の市民は行財政改革ということを目最大の目標にされてたと。黒田庄町の方の方は、どちらかと言いますと合併後のまちづくりという観点で非常に関心があるというように思いました。</p> <p>西脇市の市民、ほとんどの方が行財政改革はどうなるんだろう、こういうせっかくのチャンスだから、これをその行財政改革にできるだけつなげていただきたいというふうに、考えておられる方が非常に多ございました。</p> <p>その観点から申し上げたいと思えますけども、先ほど開かれまして住民説明会におきまして、財政の計画がございました。先ほども長谷川委員さんが触れられましたけども、その中で私やっぱり一番注目したのは財調基金が、残高が19億が10年後ですか、4億円に下がると。非常に危機的な状況であります。</p> <p>この危機的な状況も、先ほど言いましたように、養父市の例なんかで見ますと、このとおりに行くかどうかという保障はございません。ですから、この際やはり削減できるところは極力削減していただくという姿勢が必要であろうかというように思っております。</p> <p>その上で、削減することはしないといけないんですけども、また反対に重点的に予算を執行して行って、市民と二人三脚をする必要もございますので、削るだけではなくて、増やす部分もございますので、削減しなければいけないところは本当に極力削減していただきたいというように思っております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>そういう観点から、皆さんそれぞれのお立場はあるんでしょうけども、ぜひこの議員さんの数とか、在任特例を使うとかいう点も、そういう観点からぜひご判断していただきたいというふうに、特にお願いしたいというふうに思います。</p> <p>ですから、そういう大局的な判断をしますと、やはり西脇市のほとんどの方は議員さんの数は人口が合併されましても、4万6,000という中で見ますと、やはり20名で十分であろうと。</p> <p>あるいは在任特例が使われますと、選挙というのが4年に1度常に市長選挙と議員さんの選挙が別々に行われますので、やはりそれも在任特例は使わないでいただきたいというふうな市民の意見は非常に多ございますので、私も特にそういう点はしていただきたいと思います。</p> <p>その上で、民間であれば、このもちろん財政計画の中にも入って、私今回感心しましたのは、ここでやはりその役所の方がやっとなその行財政改革というのを本気でやらないといけないなというように、計画されたというのが、私非常に評価をしておりますが、ただ民間であればこれは直ちにやると。</p> <p>例えば、この人員削減にしましても直ちにやるというのが、今の民間の姿勢でございます、そういう面で見ればまだまだ計画自体が甘いのかなと。民間に比べますと甘いのかなというふうに思っておりますが、いずれにしてもそういう行財政改革を本気に取り組む、各部挙げて一体となって取り組むという姿勢でございますので、ぜひそういう方向で皆さんにご協力をお願いせないかなのかなというふうに思いまして、私個人としてもその辺は少なくとも20人、できれば次のときには18人というような感じですね。</p> <p>定数とそれから在任特例使われますと選挙が2回ありますので、それは絶対に避けていただきたいというふうに、個人的には</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>三谷委員 内橋議長 三谷委員</p>	<p>思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>いいですか。</p> <p>はい、大丈夫です。</p> <p>三谷です。後で結構だと思おうわけですけども、1点だけ専門部会なり幹事会に質問をしておきたいと思おうわけですけども、実はいろんな話をそれぞれ、3号委員さんが意見、縷々申し上げられましたので、それに対しては割愛させていただきたいと思おうわけですけども、ただ1点、この選挙区、小選挙区というふうなことは検討をされなかったのだろうかという問題に対して、1点質問を申し上げておきたいと思っておりますので、後で結構ですので、よろしく願いいたします。</p> <p>先に申し上げましたように、いろんなこれからの新市の大きな行き方としては、やはり協働社会というふうなまちづくりの中で進めていくと、そういう中で市民がいかに行政に理解なり、それと色々な意味で関与できるかというふうなこと、いろんな形で関心を持つと、極力興味を持つというふうな、そういう考えに対しての、今回のこの50号協議というのは、大変意義があるだろうなというふうな感じを、僕なりに持っています。</p> <p>それで、いろんな意味で長谷川さんなり小林さんなり、財政計画なりこれからのという意味から含めて、それぞれの定数なり在任特例という形の話は申し上げられましたので、重複と思っておりますので、大体僕としても同じような意見だというふうなことで、聞きとめていただきたいと思っております。</p> <p>先ほど申し上げましたように、ただ定数の問題でそういうようなことはなかっただろうかということを質問しております。</p> <p>以上です。</p> <p>今出ました質問は、後ほど一括して質問は質問としてお答えをさせていただきたいというふうに思います。</p>
<p>内橋議長</p>	

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
浅田委員	<p>それでは、浅田委員。</p> <p>西脇市の浅田です。私はこの3号委員であるということ、どんな立場で私はいつも座ってお話を聞いて、賛成か反対かをしているのかということを考えておりましたら、私は個人の意見も必要であろうかと思いますが、市民の方々の意見を吸い上げて、その方たちのパイプ役となることも必要かと思って参加をしております。</p> <p>このたびの議員の定数であるとか、在任特例のことも、多くの方たちにお話を聞きましたけれども、興味があるという方は少のうございました。それで、説明をすると「そんなんやったら少ない方がいいん違うの」とか「安なっの方がいいん違うの」とかというような意見はありましたけども、その方たちが本当に考えた結果の答えだというのは、何とも疑わしいこともあるんですが、市民の方たちの意識がどんなにあるかというのは、在任特例にしても、定数にしても、何人やったらどうなるんやということがあまりおわかりになってないなというのが、感じたところです。</p> <p>それで、先日も住民説明会というのに出していただいたんですけども、そのときに市民の代表であるという方の意見を聞けば、定数は20名であると。在任は使わないという発言をなさる方が多数ございました。ということは、市民の方はそういうふうに思っでらっしゃるんやなっていうことはおおむねわかったんですけども、個人的に合併協議会に入って、このことを勉強させていただいてるうち、まず第一に考えなければいけないのは行財政改革であると。</p> <p>そのうち、議員さんを何名にすれば、我々のサービス、市民サービスとか、それから今までどおりのことがつつがなく行政として行っていただけるかっていうのが、何名ならばよいというはっきりした答えは、実のところ私にもわかりません。</p> <p>いろいろ皆さんと相談したり、議員さんのご意見を聞いたり、</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 西村委員</p>	<p>それから3号委員で勉強したりして、それならば20名、近隣のことも考えて、サービス低下もなく、つつがなく行政を行っていたただけるのに、20名ではどうであろうかというところです。それが、先ほども議長さんのお話で、20名から22名で話が進んでいるとおっしゃいましたので、おおむね我々3号委員である私も、考えが合致しているのではないかと、今思ったところです。</p> <p>それと、在任特例というのは、今まで3号委員さんの西脇市の方たちもお話をされたように、選挙のこともありますしということで、使わないという方向で私個人は考えております。それゆえ、報酬のことはこのことには該当しないという意見でございます。</p> <p>はい、それじゃ西村委員さん。</p> <p>黒田庄町の西村でございます。いろいろと協議されることを聞いておりましたり、自分自身の考え方も紆余曲折をしながら、今たどり着いている考えは、まず新しいまちづくりには広く新市全体を見据えて、将来をよく見通した上で施策を検討し、それから事業展開していくことがまず第一ではないかと思えます。</p> <p>合併しましても、4万6,000という本当に小さな市で、うちの地域がよければとか、うちの地域が得すればとか、損のないようにとか、そんなこと言ってる場合じゃないんじゃないかと私は思います。</p> <p>何人でなければ、この施策がきちっと実施できないというような、そんな頼りないような協議を今しているというのでは、大変情ないという、私、委員としても思いますし、どなたになろうともきっちりと協議されたことが将来に向かって実践されていくという、そういうことを信じてやっぱり最小の人数で、そして新市になったときに同時に新しい議員さんたちがはりきって本当に取り組んでいただきたい、そういう思いでいっぱいです。今までにも何人もおっしゃいましたけど、やっぱり20人で在任特例は使</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 岩崎委員</p>	<p>わないで、そしてその方たちがしっかりと将来見据えた、いいまちづくりに力を貸してくださるような、そういう議員さん方に出ていただきたいと、強く思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、岩崎委員さん。</p> <p>失礼します。まず、議員定数 22 名の原案でございますが、私、正直言いましてこれが正しいのか、20 名が妥当なのか、18 名が妥当なのかというのは、私には正直わかりません。しかしながら、やはり黒田庄町また西脇市の中の事務の量からして、議会の皆さん方がこれは適当にきちっと判断をしていただきたいというように思っておりますが、私自身は当初から 20 名というこの数字は頭の中にずっとございました。と言いますのも、近隣の市町を見ましてもこの間から三木市、加西市、西脇市というふうに、表にも載っておりました。</p> <p>さらに、少し参考にちょっと聞いていただきたいと思えますけれども、兵庫県におきましては例えば三田市が人口 11 万 3,000 に対して 24 名、高砂市が 9 万 7,000 人に対して 24 名、芦屋市におきましては 8 万 9,000 人に対して 24 名、すべて 1 人当たり人口割にしますと、今の西脇市よりもはるかに少ない議員数でございます。</p> <p>さらに、皆さん方ご存じかと思いますが、議員定数、奈良県におきまして、議員定数 20 名のところをピックアップしましたところ、大和高田市が 7 万 4,000 人、天理市が 7 万人、桜井市が 6 万 3,000 人、こういったようなところがすべて議員定数が 20 名に今現在なっております。</p> <p>したがいまして、そういったようなところから考えてみますと、やはりとりあえずは 20 名がスタートの時点としては妥当なところではないかと。その後、それでは少ないとか、もう少し人数が多い方がいいというようなことは、それぞれの議員さんたちが</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 宮崎委員</p>	<p>4年間をかけていただいて、十分に配慮していただきたいというふうを考えております。</p> <p>また、選挙についてでございますけれども、私も市長選におきます議員のダブル選挙というふうなことを思っております。といいますのも、やはり選挙というのは4年ごとにずっと永久的に行っていくわけでございますし、先ほどの資料を見ましても同時にやる選挙と個別にやる選挙では相当な金額の開きもございますし、やはり西脇市の場合は、今年の2月でしたか、8年連続税収減というようなことも新聞にも載っておりましたし、やはりそういうふうなところから、やはりできるだけ行財政の効率化ということも、この際図らんといかんのではないかと。収入が少ない一般企業におきましてはやはり支出の方も、そこそこ切り詰めていかんといかんのではないかとというようなことも考えてみまして、私はダブル選挙というふうに、これを推奨したいと、このように思っております。</p> <p>いずれにしましても、議員定数は今のところ私は20名ということ強く望んでおります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、次に宮崎委員。</p> <p>失礼します。私自身思うことは、やはり合併において一番大切なことは行財政改革を念頭に置いた上での思考が大切だとは思いますが。</p> <p>今、三位一体の行政改革の実施がこの16年度から行われまして、教育面での学校、園に対しての助成金、補助金等の削減も著しく、運営に逼迫されている現状を目の当たりにしている中で、やはり議員定数に関しては少ないにこしたことはないということぐらいしか、私自身思っておりませんが、先ほどからも言われてますように、何人が一番いいのかというのは、今模索している最中ですが、最終的には私自身は18名が妥当やないかなと思って</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 生田委員</p>	<p>おりますが、新市を発足するにあたって、一番大切な、軌道を修正し、また軌道に乗せていく大切なときであるという観点から見まして、発足時は22名というのが妥当な数字ではないかなと思っております。そして、4年後の選挙に関しては18名を念頭に置いた上での討議が必要かなと思っております。</p> <p>それと、在任特例に関しましてですが、これは確かに財政改革の面から見ましたら、公費等の削減で最も重要視されるところであるというのは、意見は変わりないところですが、これも新市発足時において何が一番大切なか、将来的な新市の、西脇市としての方向性を定める一番大切なときであるがゆえに、在任特例が必要であれば適用しても、私自身はいいのではないかなと思っております。大局的な立場に立って、将来的な西脇市としてどういう方向性に定めて、そして進めていこうとするかという、一番大切なことを度外視しての在任特例あるなしという考え方はいかななものかなと、私自身は思っておりますので、場合においては在任特例も使ってしかるべきではないかなと、個人的には思っております。</p> <p>一番最後の、議員報酬についてですけども、これは先ほどもご意見ございましたけれども、新市発足して新西脇市として携わっていかれる議員の立場としては、同等だと思いますので、議員報酬に関しては新市において調整をされた一律の報酬金額で進まれるべきではないかなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>じゃ、生田委員さん。</p> <p>西脇市の生田です。今、神部委員さん以下、同じような私も意見を持っておるわけですが、仮にこの人件費の面だけで見ますと29ページの(2)の、22名と20名の差が1,431万で、年間ですけど、4年間にしますと5,724万の人件費の差があるということはもうはっきりしておるんですから、こ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 東野委員</p>	<p>ういう財政危機のときにあたりましては、経常収支比率を少しでも下げることが非常に重要な課題であろうかと思っておりますので、この今言われております定数につきましては、少数精鋭主義で望むということで、20名で十分であろうかというふうに思っております。</p> <p>先におきましては、18名という線も十分考えられるだろうから、そういう方向で進めていただきたいと思います。</p> <p>それと、在任特例につきましては、この7か月間在任、そのままおっていただきますと、1億以上の人件費がかかるということで、これにつきましても今の趣旨に反するといえますか、そういうことが十分考えられますので、在任特例は使わないという方向でお願いしたいと思います。</p> <p>それと、私もこれまで市民の多くの方々に、出会うたびに市会議員さんの定数はどのぐらいで、在任特例は使うのがよいかとか悪いとかという話を聞いてまいりましたが、民意を反映するために1人でも市会議員さんが多い方がいいと言われた方は、1人もおられませんでした。みんな、18名なり20名で十分であるというふうな意見の方が多かったというふうに思っております。</p> <p>以上です</p> <p>はい、東野委員さん。</p> <p>黒田庄町の東野です。先ほど、三谷委員からの話がありましたが、全国の合併協議の中で選挙区制を設けて実施しているところが多くあります。幹事会等の中でその議論があったのでしょうか。議案に上がっていないので、設けないということなのでしょうか。確認のために伺っておきたいと思っております。</p> <p>それから、この協議50号は継続審議にさせていただきたいと思っております。前回の報告第25号合併の期日の検討内容について報告されました。合併の期日が決まらないと、協議50号議会議員の定数及び任期の取扱いについて、議案が先行できない面もありま</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>すので、合併のきょうの議論が、これ尊重しながら次回に再度合併の期日についての検討内容について、上程していただきたいと思います。</p> <p>それから、きょうの議案とは少し逸れますが、県民局がお見えですので伺いたいと思います。合併の策定スケジュールからいっても、物理的に3月末では無理だと理解できるのですが、県としての指導がなされてのことなのか、また県としての見解はどうなのか、これ大変重要なことなので、答えていただきたいと思います。それによって、次回両議案を議論する上で大きな参考資料になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それから、補足説明資料をいただいておりますが、黒田庄町の委員としてこの補足説明が理解できないわけではありません。大きな西脇市との合併であり、小さな黒田庄町にとりましては、対等の立場で尊重し合いながら両市町の人々の思いが汲み取られた合併になるのか、できるのかというのが心のどこかに強くあります。そんな中、スムーズな協議が進んでいくことは大変喜ばしいです。</p> <p>それから、総合的な観点から皆様方の意見もやむを得ないと思います。しかし、合併に至った経緯、経過、また紆余曲折を感じながら、ただスムーズな合併ができることを最優先にさせるべきではないでしょうか。</p> <p>ご質問がありました選挙区の問題、あるいは合併期日の県の指導の問題は、最後でまた答えさせていただきます。はい、藤井委員。</p> <p>藤井でございます。よろしくお願ひします。そもそも合併というのは、何のために合併するねやということですね、これね。ただ大きくなってさえいいということじゃない。やっぱり大きな目的はスケールメリットであり、また行財政改革がなされなければならぬ。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>これ、将来的なこの財政のシミュレーション、これ先だって私聞きましたけれども、10年先のシミュレーションですと大変なことやということから言いますと、私はこの合併時、本当にドラスティックな、合併のときしかできないような改革をすべきだということから言いますとね、議員定数とか、在任特例、こんなもんな当たり前のことやなしに、22名という根拠はどこから出てきたんやという、これはインパクトは全然ないんですが、そういう面から言いますと私は20名以下。とりあえず20名でもいいですけども、4年先には18名ということは、私は提案しておきたいと思います。</p> <p>そういうことは言うべきではないかもしれませんが、そういうことを言っておきたいなと思います。</p> <p>それから、朝来市が3万6,000人の人口で26名ですか、議員定数。それから、養父市が3万人で22名というのはね、これは参考にならんと思うんですけどね、といいますのはね、4町、5町が一緒になるというのはね、やはりどうしても1人ずつ増やすということになっても4人ぐらいで増える。</p> <p>私、織物組合の合併をちょうど3年前にしましたけども、4つの織物組合、合併しました。そのときの職員の定数が5人というのがあって、合併のときに当初決めてあったんです。ところが、合併時になりますとそれぞれの組合のエゴとか、いろんな形で1人ずつ出してくれと。うちからも1人取ってもらわれへんやろかということで、結局スタートが8名になりました。これ合併の効果全然なしです、これは。それで私は3年以内にもとの5人に戻すと。そのかわり、職員の配置をどこどこ行けというようなことで決めて、簡単に辞めてもらたというようなことやない。行き先だけは決めましたけどもね。またもとへ戻しましたけどもね。そういうようなことで、いろんな4町、5町が一緒になるというたらね、いろんな、簡単にいきませんわ。しかしこれ26名、3万</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 西山委員</p>	<p>6,000で26名というようなことはね、これは将来的には絶対にはないはずですよ。</p> <p>そういうことから言いますと、やはり何のために合併するんやということを、基本に戻っていただきたいなど。</p> <p>それから、在任特例7か月、これも私は意味もないし、この財政面から、いろんなシミュレーションから見ましてもね、行財政改革から言いましてもこれはやっぱり認めるべきやないと思う。設置選挙をすぐやっていただきたいと。それがね、やっぱり4年置きに同じ年に2回選挙せないかと。市長選挙もあり、市議会議員の選挙もありというようなことでやるというようなことはね、非常にもったいないことなんでね、そのたびに選挙費用も要ることですし。</p> <p>いずれにしても、この市民感情から言いますとね、やはり最大が20名であり、そして在任特例を認めない。しかも、4年先には18名ぐらいが適当ではでなからうかと言うとりましたけども、この議員の少数精鋭で頑張っていたいただきたいなど、そういうような思いがいたしております。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、西山委員。</p> <p>西山でございます。同じことの繰り返しになりますが、先般見させていただきました新市の歳入歳出と10年後、あくまでもシミュレーションでありましょうが、これを見ておりましたら、当然、経費というものには削減していい経費と、削減してはいけない経費と、2つあると思うのですが、とりあえず人件費を20名に削減していただきたいというふうに思っております。</p> <p>同時に、在任特例は当然ながら認めないと。この特例、もし民間であれば考えられない特例ではないだろうかというように思っております。当然特例を認めないということですから、今後のことも考えて、ちょうどこの機会にダブル選挙を行っていただ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>きたいなど。選挙にかかります膨大なお金を考えますと、1回で済ませていただきたいと。</p> <p>当然のことながら、20名未満であればですけども、その枠組みが小さくなったわけですから、その選挙で当選された精鋭の議員さんに、新しい新市をすばらしいまちにしていっていただきたいというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局長	<p>はい、どうもありがとうございました。それでは、質問のありました三谷委員さん、また東野委員さんから出ました選挙区制の問題で、まず事務局から。</p> <p>選挙区の設置でございますが、幹事会で法令等、趣旨等も踏まえて検討をいたしました。公職選挙法の15条だったと思うんですけれども、市長が特に必要と認める場合に選挙について条例で選挙区を設けることができるとされております。</p>
内橋議長	<p>この、特に必要という中に、一般的には、この離島等の合併の場合、または合併区域が広大になるというように解釈をしています。</p> <p>そういうような議論の中で、やはり今西村委員さんからもご意見ございましたように、早く新市の一体性の醸成という観点等も含めて、やはり今回の場合、検討はいたしましたけれども、選挙区の設置については提案すべきでないというふうに幹事会で協議しております。</p> <p>以上でございます。</p>
県民局参事	<p>それから、合併の期日の県としての指導の関係について。</p> <p>失礼します。県の指導というのちょっと。私どもの指導が、日にち指定してどうこうということではないと思いますけれども、単純に言いまして、今委員さんの方からおっしゃいました3月31日には無理やないかのというようなことにつきましては、確かに合併調印とか、あるいは市議会の議決とか、県議会の流れの中</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>から言いましたら、3月31日にするには、当然合併調印をその新市建設計画はもうこのここに提案済みの中で、9月の上旬ぐらいにはしていただいて、しかも市町の議会での議決も9月中には終えていただかないと、レールに乗っていかないというのは事実であろうかと思えます。</p> <p>ただ、これは私どもがゆっくりせいとかか、あるいはきっちりと中身を精査して時間が経ったかということ、基本的に主体的な協議会のお立場を支援し、いろいろとご相談には乗っていきますけれども、結果的にこうなってらっしゃるのではないかと思います。</p> <p>ついでで申し上げましたら、ご存知のように合併関連三法案が成立されまして、この17年3月末までに県に申請があれば、翌年18年3月末までに合併で、財政的な合併特例債であるとか、算定替の有利な規定がそのまま使えるというようになりまして、全国的にも、県下でもかなり、一応は合併の期日を3月と決めつつも、もう一遍再検討される動きが結構あるかと思えます。</p>
内橋議長	<p>はい、どうもありがとうございました。この際、質問がありましたら。</p>
藤原委員	<p>質問ですか。意見ですか。</p>
内橋議長	<p>ありましたらお願いします。</p>
藤原委員	<p>いろいろ私聞いておりまして、合併の効果、当然に当たり前のこととして市民の方も、黒田庄町の方も議員の数というのは少数の方がいい。これ当たり前のことです。もうはっきり数字に出るんですからね。会頭がおっしゃいましたように、20名ですか。それはその22人が根拠がないとか、20人が当然やとか。私、そうやないと思うんです。発足のときには、新市になって調整とか、いろんなことたくさんありますので、少なくとも22人は欲しい思うてます。</p> <p>合併の効果云々、厳しい出発ということなら議員報酬が課題や</p>

発言者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ということです。これは。</p> <p>まあ、特例ということに関しては、もう大勢が決つとるようですので、今回申しませんが、議員の報酬でこれは調整されたら、それで、ルールができたら18名にしてください。少なくとも18、あるいは20名でもよろしい。</p> <p>4年間かけてその議員の数を考えるんじゃないしに、今例えば20名でいく、それでそれやったら4年間はそれでいって、18名にしましょう。今決めておいた方がそれやったらいいですわ、法定協の中で。議員でそんなもんはつきり決まらしません。はつきり申しますけど。</p> <p>そやから、出発時のときだけはやっぱり22名なり、24名という、ちょっと無理かもしれんけども、ぐらいはやっぱり認めていただきたいな。</p> <p>ただ、数字だけ見て減ったらええがいと。そうでなしに、いろんなことが積み残しされとるんですから、それでまたいろんな意見を多く聞くということから言うても、その辺はちょっとお認めいただけないかなというふうに思います。</p> <p>それで、先ほど岩崎さんでしたかな、人口は西脇市より多いいうことをおっしゃいましたれども、なるほど多い場合がございます。今2万6,000人で26名というところもございますが、これはなぜか言いますと地域性なんですよ。小さなとこ、かたまつたところで人口が多いけどそんなにたくさんなくてもいいという場合と、広大なところで議員の数、今会頭おっしゃいましたように、非常にどこかやっぱり数が多くなるというところがある。一概にこれ言えないんですよ。</p> <p>ですから、20が正しいのか18が正しいのか、この中で1人でも言うてください。これは絶対間違いのないという数字はないでしょう。と思いますよ、私は。せやから、私は私の意見として、私個人の意見として申し上げときます。それで、それがおかしい</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 藤井委員</p>	<p>言うてんやったら、報酬で考えてください。</p> <p>以上です。</p> <p>ひとつお聞きいたしましたので、まだ何かありましたら。</p> <p>今、そういう意見がございますけども、それやったら何で22名が適切なのかというようになりますよ。それたちごっこになりますよ、それはね。大半が何であろうと自分らの意見を述べたわけなんですわね。それに対する反論ではおかしい。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>これお互いに議論をし合うたらいいんじゃないですか。今までは意見ですから、今度は議論ですよ。せやから、22人が必ず正しいんか。私は今までの人数、積み残しいうものもあるから、もうひとつ、それから黒田庄町さんの方の地域性もあるから、一番最初は22は欲しいと。いうふうに思うとるから22人と言うたんで、それでその後改革云々言われるのなら報酬で考えると、こういうふうに私の意見を申し上げます。</p>
<p>内橋議長 三谷委員</p>	<p>はい、三谷委員。</p> <p>大変卑怯な意見になると思うんですけども、僕なりの意見というより、さっきから全委員さんのそれぞれのご意見を拝聴したわけですけども、そういう中で考えることは、ここで今藤原議長が言われるように、はっきりせいと言われてもなかなかきょう何人ですという、それが通るといようなことも、そんな甘いものではないという考え方も僕なりに持ってますし、それぞれの委員さんの意見を集約する中で僕なりの意見として修整案を縷々審議して、継続審議でお願いしたい。</p> <p>僕なりに、まとめてみたわけですけども、この修正案は議員定数は20人、在任特例は使わない。ただし、今度4年後は18人の議員定数が望ましいと、そういうふうな感じを僕なりに理解というか、了解、理解したわけですけども、そういうような形で修正案で継続審議、調整をお願いした方がいいんじゃないかなという感じを持ちましたので、ご審議をお願いしたいと思います。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 藤原委員</p>	<p>以上です。</p> <p>はい、今のお考えに対して。はい、藤原委員。</p> <p>定数のことにつきましては、今おっしゃったようなことで、もう一遍私どもも議会で、委員会で検討させていただきたいというように思います。ですから、今ここではっきり決めてしまうんじゃないしに、もう一遍機会をいただきたい。継続審議ということをお願いしたいということがひとつ。</p> <p>それから、合併の期日についてですけれども、これが変更になるようだけれど、変更になる場合、4年後に選挙がありますわね。合併期日が決まった折には、定例会との兼ね合い、これも加味していただきたいと思います。合併の期日を決定する場合。それちょっと重要なことなんで、ひとつそれは調整願いたい、というように思います。</p>
<p>内橋議長</p>	<p>生田委員、はいどうぞ。</p>
<p>生田委員</p>	<p>今、藤原議長が言われましたんですけども、議会が機能する最低の人員は20名でぐあい悪いんですか。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>わかりません。</p>
<p>生田委員</p>	<p>それと委員会構成が20名では、委員会が構成できないということなんですか。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>それはね、例えば16名になったって委員会の数を減らせば済むんです。それはできないことはないです、はっきり言って、と私は思います。</p>
<p>生田委員</p>	<p>それは、合併のときには非常に作業も多いから大変だと思いますけども、それは先ほど私が言いました少数精鋭で兼任をさせていただいて、頑張ってくださいということが一番市民の願いではなからうかと思えますけども。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>すみません。兼任というのはちょっとできないんです。委員会の数を減らすんです。</p>
<p>生田委員</p>	<p>それが行財政改革につながっていくのではなからうかというふ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 北脇委員</p>	<p>うに思いますんですけどね。</p> <p>北脇委員。</p> <p>少しその、そう言われたら、もううちの副議長が言うたように、とりあえずこの議員というのはもうまな板の鯉なんですよ。はっきり言ってね。いやいやほんまのこと言うて。黒田庄町についても、14人のやつをはっきり言うて、この前まあ無投票になりましたけども、14から12人、思い切ってね、やっぱりやった。その財政改革、財政改革いうけども、例えば20人にしても1市になったら12人の削減なんですよ、本当のこというてね。だから、財政改革を議員だけということになりましたらね、これちょっと議員大分、議員だけを血祭りにあげんようにね、財政改革は議員の定員を減らしただけで財政改革かというのはね。ほんまのそこ、そこらだけははっきり言うて考えていただいて、このあまりに財政改革やから議員の定数を18名にせいとか、20人にせいとかね、やっぱりそれはもうそういうの言われたらもう愚の音も出えへんですよ、はっきり言うてね。これはもう愚の音も出えしません。議員の立場としたらね。</p>
<p>内橋議長 藤井委員</p>	<p>はい、藤井委員。</p> <p>これ議員の定数減らすだけでね、財政改革とは、私は言うてません。合併のときにしかできないドラスティックな改革というのは、今しとかなね、平時にできへんね。こういうことは、いろんな面を含めてね、それで今は議員の定数ということが議題になるとるんやからね、これはそう言わざるを得ん。しかし、まだいろんな分野でも改革は、この際ドラスティックにやっていただきたいというのが私の考えです。</p>
<p>内橋議長 北脇委員</p>	<p>はい、北脇委員。</p> <p>いや、そういうぐあいに言うていただいたらこっちも納得するねんけども、大体全体の話聞きよったらね、今、議員の定数減らすことに文句言うたらね、財政改革、何のための合併やと、何の</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ための合併や言われたら、ほんま議会としては議員としたら、もう愚の音も出ませんわ、はっきり言うて。もうお前ら黙っとれと言うしかないんで、これ以上言いませんけども、そこらだけはあまり財政改革、今会頭が言われたように、新市に向けてこの際議員、偉そうなことを言いますけども、議員も、議員が先頭に立って新市を目指す、それはもう議員の、私偉そうなことを言いますけども、議員も同じ立場でものを言うてますんでね、そこらだけは、私はあまり極端なことだけは、もうこらえてもろたら。もうもの言われしませんのでね。</p>
内橋議長	はい、東野委員。
東野委員	<p>一遍お尋ねしたいのは、合併の時期がどうしても、今大きく左右してくると思います。そんな中、今まで合併後に調整するという項目がまだたくさんありますね。その中で、仮に合併特例を使うとして、4年後同時選挙を行う場合に、今ちょっと想定して、最低何か月間の合併特例が認められる。今これ大体合併特例使われないという方向で話をしています。あくまで教えていただきたいということで、何か月あれば次回の選挙で統一選挙ができるのか。</p>
内橋議長	例えば、特例を設けても次の4年後にはそれを同時選挙にできる特例の範囲か、そういうことですか。
事務局長	<p>詳しくそこまで突っ込んでおらないんですが、いろいろ情報を聞きますと、これは理事者なり、行政委員会、選挙管理委員会が決めることですので、指示申されませんが、80日前後の開きがあった場合にそういうような状況の中で同一選挙も可能であろうというような情報は得ております。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長 小林委員	<p>はい、小林委員。</p> <p>先ほども私申し上げたんですけども、藤井委員さんもおっしゃいましたし、やはり今回の合併に伴いましては、市の内部のやっ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>ぱり職員さんにしろ、それから市民にしろ、非常に痛みを伴うというふうに私は思っております、その中で議員さんの数というのもやはりそういう議員さんもやはり痛みを伴ってやっていかなければいけない違うのかということで、本当は三方一両得にしたいんですけど、どちらかと言いますと三方一両損というような感じの合併かなというふうに思っておりますですね。その辺の、皆さんも、市民も含めて協力が必要かなというように思っております。</p> <p>それと、先ほど藤原委員さんがおっしゃったように、本来この議案がここに提出されている提案につきましては、数と在任特例というようなことですので、我々そこまでわかりませんが、仮に報酬というようなことも今ちょっとおっしゃいましたけども、そこまで我々踏み込んでこの協議会で決められるものかどうかということです。それはどうなんでしょうか。</p> <p>特別職なり、それから後の委員さんなんですけど、今までの間に委員報酬については確認をいただいております。残っておりますのは、議会議員さんと農業委員さん、この報酬については、現在出ておりませんので、ここで確認いただいた後、継続審議の案件として協議を願うというようなところでございます。</p> <p>以上でございます</p>
藤原委員	<p>審議会かけないかんの違うの。ここだけで決めるの。そういう意味の問いやったんかと。</p>
事務局長	<p>今までの協議いただいておりますように、方向性というのはこの場で協議をいただくいう中で、例えば前回確認いただいたように、西脇市の例によるとか、黒田庄町の例によるとかというような言い方で、そういうような形で協議を願うというようなことでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長	<p>小林委員。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
小林委員	<p>ですから、もしそういう方向にいくんでしたら、私の個人的な考えとしては、議員さんの報酬だけでなしに、議会全体に係る費用、こういったことを検討していただいた上でしたら、多少それは議員さんの数が今よりは下がるにしても、20名と言ってるのが少し増えても、私は個人としてはかまわないと思うんです。要は、全体的に行財政改革の中でどういう動きができるかということだと私は思いますが、そこまで私たちは検討できないと思ってましたので、そうしますと議員さんの数ということですが、我々意見言うことできませんので、そういうことをしたいということでございます。個人的にです。</p>
内橋議長	<p>村井委員。</p>
村井委員	<p>議員の立場にしても、個人的な立場の経験から言いますと、少数精鋭主義というような話も出ておったわけなんですけど、例えば今現在ですと西脇市でしたら20名。10人の議員によって市の施策が決定されると。そうすると、18人にしますと9人で決定されるということですね。9人の議員で西脇市全体を決定するということになりますので、今少なくともすれば行財政改革ということなんですけど、定数がどれがいいということの裏返しとしては、市民の付託として、市民がそれで了解していくかということもひとつの選択、検討課題になろうかというふうに、私自身が思っとるわけなんです。</p>
内橋議長	<p>東野委員。</p>
東野委員	<p>先ほど申しましたが、合併の期日を次回に上程して下さるんでしょうか。</p>
内橋議長	<p>はい、それはまとめて言います。</p>
東野委員	<p>それと、先ほど県民局の方からお話があったんですけど、もう少し次回に突っ込んだ、詳しい説明をいただきたいと思いますので。</p>
内橋議長	<p>はい、宮崎委員。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
宮崎委員	<p>宮崎ですけども、先ほどもちょっと個人的な意見として申し上げさせていただいたんですが、実際確かに財政改革の中で最も明確にわかって、目に見えて削減できることだというのは間違いのないから、少ない方が間違いなしにいいというのは、私個人であるんですけども、実際どうなんでしょうか。これから新市が発足して、議会を運営していく中で、本当に新市の合併のために健全な、いろいろと発展のために、どれだけの議員が必要なのかという考えから、ちょっと検討をいただけないものでしょうかね。</p> <p>確かに少ないにこしたことはないけれども、健全なる運用をしていくためにはこれだけの人数、定数は必要やという線が、逆の方から考えていったら、ある程度明確なものが出る可能性も特にあると思うんです。それをちょっとお願いしたいと思いますのと、それとこれお尋ねなんです、在任特例、確かにこれもないにこしたことはないと思います。</p> <p>これも新市発足時の運営にあたって、支障を来たすような、市民に対して支障を来たすような事項はないのであれば、在任特例を使わない方がいいというのはもう当然なんです、新市発足してからの体制に対してどうなのかという観点から、在任特例の適用が適性が適性でないかという考え方も必要ではないかなと思っておりますので、もしこの辺でご答弁いただけるようなことがございましたらお願いいたします。</p>
事務局長 幹事長	<p>幹事長の方から。</p> <p>幹事長の藤原でございます。今回提案させていただいている議案につきましては、幹事会として非常に大事な議案でございますし、昨年の12月ごろからこの議案について幹事会としては、いろいろ検討を重ねてまいりました。そして、今皆さん方のいろいろな個々のご意見も聞かせていただいて、若干幹事会として状況把握ができてなかったかな。といったことを、ちょっと感じるところもあるわけでございますが、けれどもこうして議案を提案させ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ていただくことによって、皆さん方のご意見を聞かしていただいたというように感じております。</p> <p>ちょっと余談になりましたが、だからそういった中で、在任特例の問題でございますが、やはりいろんな調整をやっておりますが、現段階としまして新市発足の大体調整項目は、以前にも言いましたが1,300項目ほどございますが、現段階でもやはり新市発足までに調整・再編するという項目がございまして、この項目について新市までにこう調整をしたといったような、出来上がった調整はまだ少ないわけございまして、そういったことも含めながら、やはり今後その調整を全部やって、新市発足のときにはこういった調整をしてこう進むということが見えてくるわけでございますが、そういった調整の状況を逐次報告をさせていただいて、やはりそういったものを新市の中で、ある程度見届けていただきたいといったような思いがございまして。</p> <p>実は、そう思いますと幹事会の中の意見としては、西脇市も黒田庄町も四役は、合併すればすべて失職して、おらないわけございまして、そういった今までの調整の件も含めまして、もちろん大事なところで書類としてきちっと調整事項は残していくわけでございますが、その調整をした、なお細分化したものについてはどうしていくのかといったような課題がございまして、幹事会としましてはひとつの状況等を見ますとやはり在任特例を最小の期間で使うのが望ましいのではないかなといったことで、提案させていただいたところですが、いろんな今回の提案をさせてもらうにしても、一番は行財政改革の問題でございますし、前回のおりにも、合併の期日にしましても、延ばせば延ばすほど財政負担が起きるんじゃないかということはみんなよく承知をいたしておりますが、そういったことを含めながら今回の提案をさせていただいて、皆さん方にはご意見賜るということでございますので、あわせて在任特例のことについても非常に短い説明</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p> でしたが、説明にかえさせていただきたいと思ひます。 それでは、きょうこの50号の議案につきましては、皆さん方それぞれからご意見をちょうだいいたしました。この提案事項につきましては、非常に重要な項目でございます。時間をかけて、十分な協議をしていかなければならないというふうにも思っております。 </p> <p> また、きょういろいろ出ました中で、合併の期日とあわせて、協議するというご意見もございましたので、合併の期日について、次回の9月6日に事前提案をさせていただいて、そして9月30日の協議会で、あわせて協議をしていただくということにさせていただきたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。 </p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p> ご異議がないようでございますので、そのように取扱いをさせていただきます。 </p> <p> なお、9月6日に合併期日の事前提案をいたしますと、この協定項目の中で残っておりますのは、もう継続協議となっております農業委員会の委員の任期の取扱い、そして特別職の身分の取扱い、それと新市建設計画ということになります。いずれも、この合併期日に関連をいたしますので、これらもあわせて9月6日に事前提案させていただいて、9月30日の協議会でご協議をいただくというふうにいたしたいと思ひます。ご異議ございませんか。 </p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p> ご異議がないようでございますので、それではこの協議第50号議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、継続協議とさせていただきます、9月6日にこの合併の期日と残っております協定項目を事前提案をさせていただいて、9月30日にあわせて協議することといたします。 </p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>それでは、以上でこの協議事項は終わりました、次第の事前提案事項に入ります。事前提案事項につきましては、前回までと同様、今回提案説明をさせていただき、次回にご意見等をお聞きし、協議することとさせていただきますので、ひとつよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、協議第51号各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて、事務局より説明願ひます。</p> <p>それでは、協議第51号について、資料の1ページをお願ひいたします。</p> <p>各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて。</p> <p>（1）母子等年金（市町単独福祉年金）支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により調整する。</p> <p>（2）障害者年金（市町村単独福祉年金）支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に黒田庄町の例により調整する。</p> <p>（3）敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。</p> <p>（4）乳幼児福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。</p> <p>アでございます。乳児医療費助成については、現行のまま新市に引継ぐ。</p> <p>イ 幼時医療費助成については、新市発足時に再編する。</p> <p>（5）母子家庭等福祉医療費助成事業については、新市発足時に黒田庄町の例により統合する。</p> <p>まず、母子等年金支給事業、2ページをごらんいただきたいと思ひます。西脇市は母子福祉年金として、黒田庄町では児童扶養年金として、支給事業を行っております。</p> <p>支給額は、西脇市が児童1人につき年額1万4,400円、黒</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>田庄町は準母子準父子が1万8,000円、母子父子が1万5,000円と差異があり、また支給基準につきましても、西脇市は18歳未満の児童で所得税非課税世帯となっておりますが、黒田庄町は義務教育終了までの児童で所得制限はございません。この母子等年金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により調整し、母子家庭等の生活支援に努めることといたします。</p> <p>次に、障害者年金支給事業について、3ページをお願いいたします。</p> <p>年金額は、一覧表にありますように、西脇市は障害の級に応じて年額2万4,000円から6,000円、黒田庄町は1万8,000円から5,000円となっております。国の制度に加えての市町単独の事業であることから、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に黒田庄町の例により調整することといたします。</p> <p>次に、4ページの敬老金支給事業でございますが、西脇市は77歳以上89歳までの方には2,000円、90歳以上の方には5,000円を、黒田庄町は80歳以上の方に一律5,000円を、毎年9月15日に敬老金として支給しております。</p> <p>この平成17年度から、県の長寿祝い金制度についても支給基準改正の動きがあることから、敬老金支給事業につきましては、県の動きにあわせ、新市において節目支給を検討し、再編することといたします。</p> <p>次に、乳幼児福祉医療費助成事業ですが、1歳未満の乳児医療費助成については、外来・入院とも無料で差異がないため、現行のまま新市に引き継ぎます。</p> <p>1歳から小学校就学前までの乳幼児医療費助成については、入院は両市町とも無料ですが、外来は西脇市の場合は1割は自己負担、ただし自己負担の限度額は月5,000円であり、黒田庄町は無料と差異がございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>幼児医療費助成については、新市発足時に再編し、右の欄に記入しておりますように、3歳未満は、入院、外来とも無料、3歳以上は外来の1割を自己負担、ただし自己負担の限度額は月5,000円になります。</p> <p>最後に、母子家庭等福祉医療助成でございますが、18歳到達年度までの遺児、母子父子家庭の児童について、外来、入院とも無料という制度で、西脇市は所得制限を超えた場合、市単独事業として対応しております。黒田庄町については、町単独事業を行っておりません。</p> <p>母子家庭等福祉医療費助成事業については、新市発足時に黒田庄町の例により所得制限を設けた助成事業といたします。</p> <p>5ページ、6ページに関係法令を、7ページに先進事例を記載しております。</p> <p>以上、提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>協議第51号各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて、説明が終わりました。この協議第51号について、資料についてのご質問がございましたらお受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。</p>
事務局長	<p>それでは、ないようでございますので次に協議第52号各種事業（農林水産関係事業）の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p>協議第52号について、資料の8ページをお願いしたいと思います。</p> <p>各種事業（農林水産関係事業）の取扱いについて。</p> <p>（1）農業関係事業。</p> <p>アでございます。農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び地域農業マスタープランについては、新市において速やかに策定する。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>イでございます。合併の前日における認定農業者については、新市の認定農業者とする。また、認定基準については新市の発足時に統一する。</p> <p>ウでございます。農業振興に係る市町単独補助事業については、新市発足時に再編する。</p> <p>エでございます。生産調整（転作）については、新市発足時に西脇市の例により調整する。</p> <p>オでございます。農業イベントについては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市の農業イベントとして実施する。</p> <p>カでございます。有機の里づくり推進事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>キでございます。農業関係資金利子補給制度については、新市発足時に再編する。</p> <p>（２）の畜産関係事業でございますが、畜産共進会、共励会については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（３）の林業関係事業でございます。</p> <p>アでございます。森林整備計画については、新市において速やかに策定する。</p> <p>イの治山事業に係る分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>（４）の土地改良事業でございます。</p> <p>このアでございます。土地改良事業に係る分担金については、新市発足時に再編する。ただし、継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>イでございます。土地改良事業に係る黒田庄町単独事業補助事業については、新市発足時に事業区分による補助率を見直し、当分の間黒田庄町の区域において実施する。</p> <p>１３ページをお開きいただきたいと思います。農業関係の各種計画として、 に農業生産の基盤整備に関する事項を定めた農業</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>振興地域整備計画。 でございますが、農業経営の指標を定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、 にその基本構想をもとに目標を定め、具体的に数値等で設定した地域農業マスタープランがございます。</p> <p>両市町とも、計画を策定しておりますが、新市において速やかに新しい計画を策定し、安定した農産物の供給に資する生産基盤の充実に努めることといたします。</p> <p>次に、14ページでございますが、農業経営改善計画の認定基準ですが、これは高度な技術と優れた経営感覚を有する農家を育成するために設けられた認定基準で、この基準に該当したものについて、認定農業者として資金の融資や農用地利用集積等の支援を行うものです。</p> <p>認定農業者は、西脇市が9名、黒田庄町は6名おられますが、新市の認定農業者として引き継ぎます。</p> <p>また、認定基準については、目標年間所得については、西脇市800万円以上、黒田庄町700万円以上と差異があるため、新市発足時に統一し、経営の安定化に向けた支援をすることといたします。</p> <p>次に、農業振興市町単独補助事業ですが、西脇市は西脇市農業振興事業として、担い手農家の育成と特色ある農業経営を推進することを目標に、多様な形の助成を行っております。</p> <p>黒田庄町は、それぞれの目的別に集団営農機械施設設備事業、飼料用稲わら展示ほ設置事業、特別栽培米推進補助金の補助事業を行っております。</p> <p>これらの補助事業については、新市発足時に再編し、多様な担い手の確保・育成に努めてまいります。</p> <p>次に、15ページでございますが、生産調整（転作）関係でございますが、まず生産調整の現況を記載しております。配分面積に対する実施面積を率で表した達成率は、西脇市が102.</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>6%、黒田庄町が107.0%でございます。</p> <p>計画的に集団転作を実施する営農組合等に対する市町単独の補助金につきましては、新市発足時に作物の種類によって補助金を交付する西脇市の例により調整し、農用地の利用集積など、集団化の推進に努めます。</p> <p>次に、農業イベントですが、黒田庄町において黒田庄農業を育てる会が主体として、毎年11月に農業祭を実施しております。このイベントにつきましては、新市においても実施することといたします。</p> <p>16ページに、有機の里づくり推進事業ですが、黒田庄町において全町有機土壌化の推進及び有機農業の普及啓発を目的に実施しております。</p> <p>新市において、環境に配慮した資源循環型の生産システムを構築することを目指し、有機の里づくり推進事業は新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、農業関係資金利子補給制度につきましては、農業生産活動等に必要な資金の利子補給を行うことにより、農業経営の近代化や安定化に資することを目的とし、両市町にある制度でございます。</p> <p>利子補給の対象資金は、西脇市が農業近代化資金と農業振興資金で、黒田庄町は豊かな村づくり資金がでございます。利子補給期間や利子補給率に差異があるため、新市発足時に再編し、農業経営の改善を図ります。</p> <p>次に、18ページの畜産関係でございますが、黒田庄町では特産品である黒田庄和牛の振興を図るために、JAみのり黒田庄和牛畜産共進会を開催する一方、兵庫県や全国の共進会や共励会に参加をしております。</p> <p>この事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、黒田庄和牛の地域ブランド化によるさらなる普及を図ってまいります。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>次に、19ページでございます。林業関係事業、森林整備計画でございますが、森林法第10条において市町村は10年を1期とする市町村の森林整備計画を策定しなければならないとなっております。新市においては、新しい区域で森林整備計画を速やかに策定することといたします</p> <p>次に、治山事業分担金でございますが、治山事業とは人家等に隣接する山地の崩壊による被害の復旧及び災害を未然に防ぐ目的で行われる事業ですが、事業費は県が3分の2を負担し、市町が3分の1を負担することとなっております。黒田庄町は、受益者負担はありませんが、西脇市の場合受益者から市の負担の5分の1を負担いただいております。新市発足時には西脇市の例により統合することといたします。</p> <p>次に、土地改良事業でございますが、20ページでございます。施設概要を記載しております。</p> <p>西脇市は、農道の総延長は63,052mで、ため池が147か所、ほ場整備実施率が90.8%でございます。</p> <p>黒田庄町は、ほとんどの道路を町道として認定しているため、農道と位置づけられる道路はございません。また、ため池は36か所、ほ場整備実施率は94.5%です。</p> <p>21ページをお願いいたします。この土地改良事業に関する地元分担金ですが、国県補助事業の場合は、表の真ん中の分担金の率を見比べていただきますとわかりますように、両市町それぞれの事業に差異があります。</p> <p>また、22ページの市町単独事業につきましても、西脇市のみ制度があり、黒田庄町は実施されておられません。この土地改良事業分担金については、新市発足時に再編することといたします。ただし、継続事業については現行のまま新市に引き継ぎます。</p> <p>最後に、土地改良事業に係る市町単独補助事業でございますが、黒田庄町において、査定設計工事額が10万円以上の工事に</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ついて、出来高額の10分の7を限度として補助する制度があります。</p> <p>事業主体が地元であるため、工事費のいろんなメリットがございます。この事業につきましては新市発足時に事業区分による補助率等を見直し、当分の間黒田庄町の区域において実施することといたします。</p> <p>23ページから26ページに関係法令及び先進事例を記載しております。参考にさせていただきたいと思います。事前提案でございます。よろしくお願いいたします。</p>
内橋議長	<p>協議第52号の説明が終わりました。協議第52号について、資料についてのご質問がございましたらお受けしたいと思えます。長谷川委員。</p>
長谷川委員	<p>14ページの右側、黒田庄町の欄で、下側から二つ目の枠、飼料用稲わら展示ほ設置で、この「ほ」これはどういう施設のことを言うのでしょうか。</p>
事務局長	<p>課長がお見えですので課長の方から。</p>
飛田産業・建設副部長	<p>失礼させていただきます。産業・建設部会の黒田庄町産業課長の飛田でございます。</p> <p>長谷川委員ご質問のことでございますけども、まずこの事業名のとおりでございます。また内容については後日詳しくご説明申し上げますけど、飼料用稲わら展示ほこのとおりでございます。</p>
長谷川委員	<p>(「「ほ」がわからへんねや、「展示ほ」の「ほ」の声あり)</p> <p>稲穂の「ほ」でございます。</p>
内橋議長	<p>わかりました。</p> <p>ほかにございせんか。</p>
飛田産業・建設副部長	<p>(「課長、内容をちょっと説明してください」の声あり)</p> <p>失礼しました。事業名は、漢字でなく「展示ほ整備事業」そのとおりです。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>長谷川委員</p> <p>内橋議長</p> <p>事務局長</p>	<p>(「その内容がわからない」の声あり)</p> <p>内容ですか。今の質問では資料についてということでしたんで、内容の説明を求められますと申し上げますけども、ご案内のように本町、和牛の特産地域でございますので、国もいわゆる飼料用稲わらの確保というのが非常に急務になっておりますし、またBSE以後その必要性が大なるものになってございますけども、本町におきましては2年前からここに載せておりますとおり、飼料用稲わらをほ場に、転作田に保育をしまして、それを飼料用の粗飼料として利用する制度を今設けております。このような内容でモデル的な展示ほというような形で設置をさせていただいて事業を展開をしておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ほかに、資料についてございませんでしょうか。ないようでございますので、次に協議第53号各種事業(社会教育事業)の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、協議第53号について、27ページをお願いいたします。</p> <p>各種事業(社会教育事業)の取扱いについて。</p> <p>(1)子育て学習センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については新市において再編する。</p> <p>(2)放課後児童健全育成事業(学童保育)については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については新市において再編する。</p> <p>(3)高齢者学級については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営等については新市において再編する。</p> <p>(4)各種スポーツ大会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、黒田庄町の事業については地域振興事業として調整する。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>(5) のじぎく兵庫国体推進事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>資料の 2 8 ページをお願いしたいと思います。まず、子育て学習センターですが、子育てグループ等を育成し、子育ての不安や悩みに対する環境整備を図ることを目的に、両市町に設置されております。</p> <p>2 9 ページの活動内容でございますが、子育て相談、各種学習会、子育てグループ活動とグループ育成、情報提供等、両市町とも活発に活動を展開しております。</p> <p>黒田庄町におきましては、健康づくり事業のところで確認をいただきました子育て支援ネットワークにつきましても、この子育て学習センターが中心となって、委員会を開催されております。この子育て学習センターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、将来を担う子供たちの心身ともに健やかな成長を支える環境整備を進めることとします。</p> <p>また、運営等については、両市町で差異があるため、再編し、新市で一体のものとして事業を展開してまいります。</p> <p>次に、放課後児童健全育成事業（学童保育）ですが、両市町、小学校 3 年生までを対象に、親の就業等により、放課後、家庭での保育が困難な児童を集団で保育しております。</p> <p>大きな差異は、幼稚園児について西脇市は預かり保育という形で幼稚園において保育をしており、黒田庄町は小学校で一緒に実施されております。</p> <p>実施日が、西脇市は月曜日から金曜日までで、利用料が月 4 , 0 0 0 円、黒田庄町は月曜日から土曜日までで、利用料は児童が月 5 , 0 0 0 円、園児は月 6 , 0 0 0 円となっております。学童保育につきましても、現行のまま新市に引き継ぎ、多様化する市民の子育てニーズを踏まえた保育サービスの充実を目指して、新市において運営等を再編することといたします。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>次に、高齢者学級でございますが、高齢者の生活の向上と親睦を図り、地域社会での指導的役割を果たす高齢者を育成する目的で、両市町において実施しております。</p> <p>この実施状況は、西脇市が寿学園3学級と、萩ヶ瀬学園で学生数510名、黒田庄町はいきいき学園1学級で170名となっております。</p> <p>31ページに、各学園の学習内容を記載しておりますが、教養講座、専門講座をはじめ、さまざまな内容により、教養を高めていただいております。</p> <p>また受講料は、西脇市の場合年間2,000円、黒田庄町は無料と差異がございます。</p> <p>また、講座生が学級運営をより充実したものにするための自主的な会費であります自治会費につきましても、西脇市が年間2,500円、黒田庄町が3,500円と差異がございます。この高齢者学級につきましては、現行のまま新市に引き継ぎ、高齢者の増加が進む中、老いを楽しみ、生きがいを持っていきいきと活躍できる環境づくりを進めるため、新市において運営等を再編することといたします。</p> <p>次に、各種スポーツ大会ですが、西脇市においては、まず市民体育大会を毎年10月に、体育協会加盟団体ごとの種目大会として実施しております。</p> <p>また、「日本のへそ」西脇子午線マラソン大会、東播磨地区高校駅伝競走大会を主なスポーツイベントとして実施しております。</p> <p>一方、黒田庄町では、5年に一度、町制記念事業の一環として、町民体育祭を開催し、いろいろな競技を地区対抗で行っております。また、体育協会主催により、毎年町内一周駅伝競走大会や各種球技大会を行っておりますが、ほとんどが地区対抗で、健康の増進はもちろんのこと、各地区の親睦を深めることが大きな</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 1597 389 1630">内橋議長</p> <p data-bbox="268 1771 389 1805">東野委員</p>	<p data-bbox="448 315 762 349">目的となっております。</p> <p data-bbox="448 374 1321 582">西脇市における各種スポーツ大会については、新市において一体性の確保の観点から新市のスポーツイベントとして引き継ぎ、市民交流・世代間交流につながるスポーツ活動の一層の活性化を図ることといたします。</p> <p data-bbox="448 607 1321 757">また、黒田庄町における各種スポーツ大会については、当分の間黒田庄町の区域における地域振興事業として調整することといたします。</p> <p data-bbox="448 781 1321 1048">最後に、のじぎく兵庫国体推進事業でございますが、平成18年のじぎく兵庫国体において、西脇市では「ソフトボール競技（少年女子）」及びスポーツ芸術が、黒田庄町ではデモンストレーションスポーツとして「少年少女スポーツ ゲーボール」が開催されます。</p> <p data-bbox="448 1072 1321 1395">国体の成功に向けて、両市町とも諸準備及び啓発事業を展開しておりますが、西脇市は既に実行委員会を立ち上げ、推進室を設置し、準備態勢を整えております。のじぎく兵庫国体推進事業につきましては、新市発足時に西脇市の例により統合し、各関係機関との連携を図りながら、それぞれの競技の国体での成功に向け努めることといたします。</p> <p data-bbox="448 1420 1321 1509">35ページに関係法令、36ページには先進事例を記載しております。</p> <p data-bbox="448 1534 1209 1568">以上、提案でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p data-bbox="448 1592 1321 1742">協議第53号各種事業（社会教育事業）の取扱いについて、説明が終わりました。協議第53号について、資料についてのご質問がございましたらお受けしたいと思います。はい、東野委員。</p> <p data-bbox="448 1767 1321 1977">この子育て学習センターについて、本町で黒田庄町子育て学習センターと子育て支援ネットワークの冊子ができています。できましたら次回までに各委員さんに配付して理解を求めたいと思うんですけども、いかがでしょうか。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>今、東野委員から資料の配付ということのお話でございましたけど、よろしいでしょうか。結構であれば、ひとつ皆さんに賛同いただきましたら。</p> <p>よろしいですね。じゃ、ひとつ配付の方、結構でございます。</p> <p>ほかにございませんか。ほかにないようでございますので、以上でこの事前提案については終了をいたしました。</p> <p>次に、その他といたしまして、協議会日程について事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>協議会の日程でございますが、前回にお願いいたしまして、日程の追加をお願いいたしました。第11回目を、9月6日月曜日午後6時30分から、申しわけございませんが、西脇市生涯学習まちづくりセンターで開催をさせていただきます。よろしく願いしたいと思います。</p> <p>第12回目でございますが、9月30日木曜日、同じく西脇市生涯学習まちづくりセンターで予定をしております。</p> <p>それから、13回目、10月20日水曜日でございます。この黒田庄町中央公民館で予定しております。</p> <p>申しわけありませんが、次回は午後6時30分からの開会でございます。後は午後1時30分からの開催でございます。よろしく願いしたいと思います。</p> <p>なお、誠に申しわけございませんが9月6日の協議の資料につきましては、日程調整等、それから幹事会等の関係で大体議案を1週間前にお届けするのが本位でございますが、申しわけないんですが9月1日に発送とさせていただきます。</p> <p>ご了承を賜りたいと思います。よろしくご理解を賜りたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長	<p>協議会日程の説明が終わりました。委員の皆さんには大変お忙</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>しいところ誠に申しわけございませんけれども、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で、予定をしておりました議事がすべて終了いたしました。</p> <p>事務局よりほかになれば、委員の皆さんの方から何かございましたらお受けいたしたいと思いますが、何かございませんでしょうか。ないようでございますので、閉会にさせていただきたいと思います。</p> <p>委員の皆さんには、本日も大変お忙しい中ご出席をいただき、また長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。また、傍聴にお越しいただきました皆さん方につきましてもありがとうございました。残暑とは言え、まだまだ本格的な暑さが続いております。皆様、どうかご自愛をいただきたいと思います。</p> <p>これをもちまして、第10回西脇市・黒田庄町合併協議会を閉会をいたします。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">午後 4時41分 閉 会</p>